

はじめに

昨年7月に閣議決定された「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」(以下、「あるべき姿」)においては、「毎年、経済審議会は、内外経済情勢及び施策の実施状況と具体化の検討状況を点検し、毎年度の経済運営との連携を図りつつ、その後の政策運営の方向性につき政府に報告する」こととされている。これに基づき、経済審議会においては、政策推進部会及び政策小委員会を設置し、内外経済情勢を踏まえつつ、「あるべき姿」の実現に向けた課題について審議を行い、その結果をとりまとめたので、ここに報告する。

本報告においては、第1部において、IT革命を起爆剤とした新しい経済発展等、「あるべき姿」が目指す経済新生の新しい発展軌道へとつなげていくために必要な3つの当面の戦略的政策課題をまとめ、第2部において、「あるべき姿」に示された政策課題について、現在までの推進状況と今後取り組むべき課題をまとめている。

政府においては、本報告の趣旨を十分踏まえ、今後とも引き続き、「あるべき姿」の実現に向け、各般の施策を推進されたい。

第1部：「あるべき姿」の実現に向けた当面の戦略的政策課題 IT革命を起爆剤とした躍動の10年へ

序章：日本経済新生への展望

（90年代の日本経済のシステム不適合）

バブル崩壊後の90年代は経済の停滞が続き、年平均成長率も1.3%に止まり先進7カ国中最低であった。90年代半ばにみられた回復も一時的なものにとどまり、金融システム不安等を背景にしてデフレスパイラルが懸念されるほどの深刻な不況に再び見舞われることとなった。この間、日本の経済システムは、90年代後半以降からの構造改革の努力にもかかわらず、キャッチアップ＝高度成長期の残滓を引きずり、知恵の時代への転換、少子高齢・人口減少時代への移行、環境制約の強まり及びグローバル化という方向で歴史的潮流が大転換する中で、システム不適合の状態にあったといえる。

（変わり始めた日本の経済システム）

しかし、官民の構造改革努力の積み重ねの結果、この1～2年ほどの間に状況は大きく変わりつつある。かつては考えられなかったほどのペースと規模で金融機関の統合合併や企業の事業再編・相互連携が進み、M&Aの件数や海外からの直接投資が非常な勢いで増加している。まさにグローバル化の波が日本の国内にも押し寄せ、ようやく日本の経済システムが本格的に変わり始めた感がある。

（景気回復への動きと依然として残された不安）

同時に、これまでの財政、金融面からの大胆な総需要政策の効果の浸透もあって、このところ景気は緩やかな改善傾向を続けている。先行き不安と所得の伸び悩みから個人消費に力強さは見られないが、過剰在庫は解消され、設備投資にも持ち直しの動きが広がるなど、企業の活動には自律回復の兆しが徐々に現れ始めている。

一方、バブル崩壊からの後遺症としての設備、債務、雇用に関するいわゆる「三つの過剰」について見ると、過剰設備、過剰債務は徐々に解消されつつはあるものの依然として残されており、また、雇用についても過剰感は低下しつつあるが、失業率は依然として高い水準で推移している。また、累次にわたる財政面からの景気対策もあって、財政赤字は大きく膨らみ、平成12年度末の国、地方を合わせた長期債務残高はGDPの規模を大きく上回る見通しである。さらに現在の景気がゼロ金利政策という歴史的な金融緩和政策に支えられたものであるなど、経済の先行きについては不安を抱えた状況が続いている。

（新しい経済発展の動きと経済新生への展望）

こうした中で、21世紀初頭における日本経済の新しい発展へとつながる重要な動きがみられる。すなわち、新しい発展の原動力としてのIT革命の始動、厳しい環境制約下で持続的発展を可能とする循環型経済社会構築への歩み、高齢社会において人々の暮らしの安心を支える介護保険のスタートである。

1)新しい発展の原動力としてのIT革命の始動

最近の設備投資回復の動きは電気機械等のIT関連産業の投資拡大と多くの企業のIT関連投資の拡大によるものである。また、ITを活用した新しいビジネスモデルが導入され、インターネットを中核としたネットワーク取引の動きが急速に広まっているなど、日本でもこのところIT革命の始動が見られる。

アメリカの経験が示すように、IT革命は経済に力強いダイナミズムをもたらし、生産性の向上と新しいビジネスの成長を通じて長期的な経済発展の原動力になるものである。ただし、IT革命は既存のビジネスの方法、仕組み、さらには秩序を破壊し、新しい方法、仕組み、秩序等を形成する、まさに“革命”の要素を強く持った創造的破壊現象でもある。したがって、これを新しい経済発展へとつなげていくためには、経済社会システムの変革もあわせて求められる。

2)厳しい環境制約下で持続的発展を可能とする循環型経済社会構築への歩み

この数年、廃棄物問題が深刻化している。特に産業廃棄物の最終処分場の残余容量は、許可申請件数の激減もあってこのところ急速に減少しており、99年9月現在で、1.6年分という試算もある。現在の大量生産 - 大量消費 - 大量廃棄の経済がそのままの形で推移すれば、近い将来において廃棄物の最終処分場の確保が極めて難しくなり、最終処分場の制約から持続的な経済成長が困難となることも想定される。

こうした事態を回避するためには、いわゆるリデュース、リユース、リサイクルを基本とした循環型経済社会を実現することが緊急の課題であり、このための基盤としての処理施設の確保に加えて、システムの効率性を高める観点からも、静脈産業の発展を通じてこの課題を実現する必要がある。こうした中で、このところ新しい制度のスタートや関連法制の整備など循環型経済社会の形成に向けた官民の取組が本格化し始めている。この機会をとらえて経済と環境の調和したシステムを構築する必要がある。

3)高齢社会において人々の暮らしの安心を支える介護保険のスタート

今後15年の間に我が国の65歳以上の人口は約1000万人増加し、2015年には総人口の約4人に1人が65歳以上の高齢者になることが見込まれる。もちろん老後の不安には様々なことがあるが、中でも、要介護状態になった場合のケアが十分に受けられるかどうかは最大の不安要因の一つである。本年4月からスタートした介護保険制度は、市場を通じて、高齢者介護サービスを必要に応じて十分に受けられる仕組みを整えるものであり、これからの高齢社会における「安心」の大きな柱を提供するものである。

介護サービスの市場が整い、安心して必要なサービスを受けられることを人々が確信するようになれば、将来への不安要因の減少につながり、現在の消費性向を引上げる効果を持つと期待される。また、今後の高齢化の進行から、関連サービスも含めた介護ビジネスの市場規模は全体として非常に大きなものになることが予想され、新たなビジネス機会が大きく広がっていくことが期待される。

もちろん高齢社会の安心を確保していくためには、介護に加え、年金、医療等の総合的な社会保障の面でこれからの人口の動態に対応できる安心でき効率的な制度としていくことが求められる。また、今後の高齢社会においては安心とともに活力ということも重要な

要素であると考えられる。こうした観点からは、潜在的な能力を十分に生かす環境が整備されていない高齢者と女性がその能力を最大限に発揮できるシステムを構築することが重要である。このことは、今後の経済の持続的成長を支え、高齢化による負担の軽減に資することで、急速な高齢化と目前に迫った人口減少社会に対応していくことにもつながることから、労働力人口が実際に減少に転じる前に、その基礎づくりを行っておく必要がある。このように高齢社会の安心の大きな柱となるべき介護保険制度のスタートを契機に、安心で活力ある高齢社会の基礎を早急に固めることが肝要である。

以上のような最近の動きは、21世紀初頭の日本経済において、新たな発展の原動力、環境制約の緩和、暮らしの不安の解消をもたらすと同時に、大きなビジネスチャンスをもたらすものでもあり、需給両面において新しい日本経済の発展に導くものである。時機を逸することなく、最近の動きを本格化、定着させるための適切な政策を実行すれば、現在の景気回復の動きを「あるべき姿」が目指す経済新生の新しい発展軌道へとつなげていくことが可能である。

これから日本経済が、経済新生の新しい発展軌道に乗ることができれば、それを進む過程の中でいわゆる「三つの過剰」が徐々に解消される展望が開け、また、財政構造改革への取組をスタートさせる条件が整うことになろう。一方で、このチャンスを経済新生の新しい発展につなげることができなければ、不安要因が顕在化し経済停滞が更に長期化して、日本経済の新生を更に困難なものにする恐れもある。したがって、日本経済の新しい発展へとつながる動きを大切に育て、機会を逸することなく日本経済新生の展望を確固たるものにしていく必要がある。

この取組は、また、日本の経済社会を新しい21世紀にふさわしいものへと転換するものでもある。20世紀の日本はその時代に対応した経済社会システムを構築し、驚異的な経済発展を実現したが、21世紀の日本もまた、人々の不断の努力の積み重ねの下、新しい時代にふさわしい経済社会システムを構築し、新しい形で経済発展を実現していく必要がある。

以上の認識に立って、当面3年程度の間、以下の政策課題に戦略的に取り組むことが求められる。

- 1．IT革命を起爆剤とした新しい経済発展
- 2．静脈産業の発展を通じた効率的な循環型経済社会の構築
- 3．安心でき活力ある高齢社会の構築

第1章：IT革命を起爆剤とした新しい経済発展 - IT革命の戦略的推進を通じて -

いわゆるIT革命とは、情報通信技術の想像を絶する進歩と世界中の情報の受発信源がインターネットを中核とした情報通信ネットワークで結ばれるようになること、及び、それらがもたらす経済社会面での様々な変革を表す表現である。その本質は、情報伝達、処理、加工、共有等の情報に関するあらゆる制約が極限に近いまでに緩和される結果、個人や組織の活動が従来の情報通信技術上の制約から解放されてその自由度が飛躍的に高まり、経済社会の様々な側面でダイナミズムと創造性の高まりがもたらされることであり、またその一方で、旧来の制度、システムの下ではそうした新しい可能性が十分発揮できず、経済社会の広範な側面で新しい情報環境にふさわしい制度、システムの転換が進行することである。

経済的側面で見れば、最近のアメリカの経験が示すように、IT革命は経済に力強いダイナミズムをもたらし、生産性の向上と新しいビジネスの成長を通じて長期的な経済発展の原動力になるものである¹。こうした点から、欧米、アジアの多くの国々がIT革命及びそれを通じた経済社会の変革を国家戦略として推進している。日本でも最近経済社会の様々な側面でIT革命の始動が見られるが、アメリカ等と比べ大きく遅れをとっている現状に照らせば、IT革命の推進を政府における当面（この3年間程度）の最重要の戦略的課題として位置付け、これを起爆剤として我が国経済に再びダイナミズムを取り戻し、新しい経済発展の展望を確固たるものとしていく必要がある。

1. IT革命のもたらす経済社会の姿 - 経済的側面を中心に -

IT革命の進行により、個人や組織の活動が従来の情報技術上の制約から解放されてその自由度が飛躍的に高まり、経済社会の様々な側面でダイナミズムと創造性の高まりがもたらされることになるが、経済的側面では、そのことが生産性の向上と新しいビジネスの成長を通じて新しい経済発展の原動力となる。

(1) IT革命の経済効果

IT革命はIT関連の財・サービスを直接生産する産業の成長のみならず、ITを使用した産業の成長も促す。成長の原動力は、ITのもたらす生産性の向上と収益力の改善、新しい財・サービス市場の拡大、及びそれらに伴う企業の投資活動の活発化である。1999年の設備投資に占めるIT関連投資の比率（財及びソフトウェア）は日本では32.9%であ

¹ アメリカの商務省は経済をIT生産産業（更に、財及びサービスに小分割）、IT使用産業（さらに、財及びサービスに小分割）、非IT集約産業の3部門に分割し、1)1990年代後半のアメリカ経済の成長の約1/3が経済の8%程度のシェアしか占めないIT生産産業の成長によること、2)1990年から1997年までの年平均労働生産性上昇率は、全産業平均の1.4%に対し、IT生産産業では10.4%に達すること、3)IT使用産業のうち財生産部門では、同期間の年平均労働生産性上昇率は2.4%であるが、サービス部門では-0.3%とマイナスになっていること、4)このサービス部門でのマイナスの労働生産性上昇率は、そもそも当該部門での生産性の計測が困難であることに起因するものであり、部門ごとに詳細にみれば、ITの効果としての効率性や収益性の向上が認められること等を示している。（出所：The Emerging Digital Economy, June 1999）

り、アメリカの 41.9% に比べまだ低い水準に止まっているが²、今後はこの比率がさらに高まっていくものと期待される。

ちなみに、多部門一般均衡モデル (ORANI-G モデル) を使用した試算によれば、IT 生産産業の生産性の向上といわゆる e コマース (電子商取引またはネットワーク取引) の普及は、当該産業の生産性、収益性のみならず他の産業の収益性の向上をもたらし、設備投資の拡大等を通じて当該部門の生産性向上による直接的な効果のおよそ 2 倍の効果を経済全体にもたらす³。今後我が国においても IT 生産産業の生産性の向上と e コマースの普及自体の効果がかなり大きいものになるとみられることから、IT 革命がもたらす経済全体の引上げ効果は、新しい経済発展の原動力と呼ぶにふさわしいものになると期待される。

(2) 企業活動の姿

以上のような IT 革命の効果の背景には、企業のビジネス形態の大きな変貌がある。すなわち、様々な企業活動の IT による代替が進むとともに、情報通信ネットワークの高速・大容量化⁴ を伴うインターネットの急速な普及を背景としてネットワーク取引が企業活動の大きな位置を占めるようになる結果⁵、例えば次のような変貌が生じ、企業の経営効率や生産性の飛躍的向上がもたらされる。

1) 取引及び経営のスピード化

情報の伝達・処理・加工が想像を絶するスピードで、かつ低コストで行われるようになり、また、世界のすべての情報発信主体がネットワークで結ばれるようになる。その結果、開発・生産・販売・調達・管理等の各分野で、企業内外の情報の共有化、IT による事務・手続の代替、ペーパーレス化・シームレス化が進み、取引及び経営の全般にわたってスピードが飛躍的に速まる。

2) 顧客重視の経営戦略とダイレクト取引の拡大

新しい情報環境の下で市場競争を勝ち抜いていくためには、顧客が発信する情報を迅速かつ的確にとらえながら、有効に利用するビジネス形態が要求される。その結果、供給側

² 通商産業省「鉱工業生産活動分析 (平成 12 年 1 ~ 3 月期)」による試算値。

³ 例えば、アメリカにおける 1990 年代後半の IT 関連機器等を中心とした機械製造部門の生産性向上の加速 (趨勢的な労働生産性上昇率の 3% (年率) の高まり) 通商産業省、アンダーセン・コンサルティングの「電子商取引の市場規模調査」(1999 年 3 月) 及び Forrester Research, Inc. の「2000 Forrester Research」(2000 年 4 月) に基づく今後の我が国における電子商取引の規模拡大、米国における電子商取引の費用削減効果に関する調査をもとに試算すると、経済の拡大効果は、2004 年までの 5 年間分の IT 生産産業の生産性の向上といわゆる e コマースの普及による直接的な効果が合計で GDP の 2.1% (約 11 兆円) で、波及効果も入れた経済全体への効果は 4.2% (約 23 兆円) となる。出所：経済企画庁総合計画局「人口減少下の経済に関する研究会中間報告」(2000 年 6 月)

⁴ 今後は、ビジネスユースとしてもデジタル化された高品質の画像や動画情報の伝送が急速に増加すると考えられるが、それに対応するためには、ネットワークの伝送能力が大幅に高まる必要がある。ちなみに、1 時間のハイビジョン映像を送信する場合、通常の 64 キロビット/秒の電話回線では所要時間が 20 日かかるのに対し、1.5 メガビット/秒の高速回線では 20 時間、1 ギガビット/秒のギガビットネットワークの場合には 2 分で済むことになる。また、レントゲン写真 (10 枚) を送信する場合には、上記の回線スピードでそれぞれ、3.5 時間、9 分、1 秒となる。なお、ギガはメガの千倍、キロの百万倍である。出所：通信・放送機構資料

⁵ アンダーセン・コンサルティングと通商産業省の共同調査によると、日本の企業対企業 (BtoB) の電子商取引化率は、1998 年の 1.5% から 2003 年には 11.2% に達し、この 5 年間で 7 倍強に拡大すると予測されている。一方、米国の電子商取引化率も、同期間に 7 倍強に拡大し、2003 年で 19.1% に達すると予測されている。

の都合を重視した経営戦略から顧客重視の経営戦略への移行が進み、顧客の詳細なニーズに対応したオンライン直販、注文受注生産等のダイレクト取引が企業活動において重要な地位を占める。

3) 企業組織のフラット化と取引のオープン化

取引スピードの高速化に対応しつつ、意思決定を迅速化し、問題解決への柔軟性を確保するため、組織の意思決定の階層を少なくする企業組織のフラット化が進む。また、企業を取り巻く環境が大きくかつ頻繁に変化することになることから、企業は、変化に対応していく柔軟性を持ち合わせる必要がある。そのため、企業間取引が従来の取引関係の枠を超えて、よりオープン化する。

4) インターネット上での世界規模での最適調達

インターネット上で世界的な調達ネットワークが多数形成され、オープンな経営戦略の下で、特定企業に限定されない世界規模での安価かつ高質で安定した最適物品調達が可能となる。それと比例して、市場競争が一層厳しさを増す一方で、従来は特定企業とのみ取引していた小企業であっても、価格・品質・納期等の面で高い競争力を有する製品を提供できれば、世界的な規模で販売先が拡大し、短期間に急成長を遂げることも可能となる。

5) バーチャルカンパニー化による経営資源の集中

ネットワークは、組織間の連携を円滑にし、さまざまな提携を可能とすることから、バーチャル化⁶によるアウトソーシングが進み、各企業が得意とする分野へ経営資源を集中させることにより、最高の競争力の実現が図られる。

以上のような変貌の中で、企業活動全般にわたる変革が進むものとみられるが、特に、我が国の競争力の重要な源泉でもある「ものづくり」の分野において我が国の強みを生かす形でITの活用が進むことが期待される。また、既存企業の変革に加えて、ベンチャーやSOHOといった個人の創造性や能力を生かした活動が活発化する。

(3) 消費生活の姿

IT革命は消費生活の姿にも大きな影響をもたらす。我が国のパソコン世帯普及率は38.6%（2000年、経済企画庁消費動向調査）インターネット人口普及率は21.4%（平成12年版通信白書）となっており、最近急速に高まってきているが、現時点では、米国⁷に比較すれば低い水準にとどまっている状況にある。一方、携帯電話については、我が国の場合ほぼ100%がデジタル化されているほか、人口普及率も、我が国は42.7%（1999年）と米国の24.1%（1998年）を上回っている⁸。携帯電話によるインターネット接続が順調に増加していることなどから、今後、遠からず、我が国のインターネットの普及が米国を

⁶ 複数の企業や個人がネットワークによる連携によりあたかも一つの企業のように活動する形態。

⁷ 米国において、パソコン世帯普及率は52%（1999年、Odyssey調査）インターネット人口普及率は39.4%（平成12年版通信白書）である。

⁸ OECD資料、社団法人電気通信事業者協会資料をもとに経済企画庁作成。なお、日本の携帯電話にはPHSを含む。

上回るようになることも考えられる⁹。さらに、現在政府が進めている「インターネット博覧会（通称：インパク）＝楽網楽座＝」¹⁰等を通じて消費者が楽しめる多様なコンテンツが提供され、インターネットが消費財としての性格を強めるようになれば、その普及が一層促進されるものと期待される。また、インパクは、特に地域における情報発信能力の向上と特色ある文化の振興に寄与し、国民経済の活性化と経済の振興の起爆剤としての役割を果たすと期待されている。さらに、高度なモビリティ社会である我が国においては、生活に密着した自動車交通に係るカーナビゲーションシステム、VICS（道路交通情報通信システム）、ETC（ノンストップ自動料金収受システム）のますますの普及¹¹に伴い、消費者がIT革命のメリットを主体的・積極的に享受できる時代を迎えることとなる。

我が国における企業対消費者（B to C）の電子商取引比率は、依然そのレベルは低いものの、今後大きく成長すると予測されている¹²。現時点では、国土が広大で以前から通信販売が定着していた米国との間に格差があるが、インターネットの急速な普及やコンビニエンスストアがB to Cのネットワーク取引におけるプラットフォームとして大きな役割を果たすようになるとも見られることから、我が国のB to Cの市場規模は、今後、ネットワーク取引に関する消費者保護等の制度的な整備の進展と相まって、従来の見通し以上に急速に拡大することも予想される。

その結果、1) 情動的制約により存在を知り得なかった商品・サービスを知り得る機会が増大し、インターネットを通じて世界規模での広がりの中から選択できるようになる等の消費選択の多様性の拡大、2) 24 時間好きな時に、好きな場所で、インターネットにより購入申込みが可能になる等の消費生活の利便性の大幅な向上、3) オンライン直販により、消費者が好みに合わせて製品仕様を設定し、購入を申し込むことが可能となる等の個々のニーズの充足の高まりといった消費生活面でのメリットがもたらされる。

(4) 懸念される側面

IT革命は、企業活動や消費生活に対し大きな効率化と利便性をもたらす一方で、経済社会に 1) いわゆる情報格差（デジタル・デバイド）の拡大、2) 産業構造や職種構造の大幅な変化に伴う雇用のミスマッチ、3) ネットワーク社会への移行に伴う新たなシステムリスクの発生といった新たな懸念をもたらすものでもあり、これに対する適切な対応が必要となる。

⁹ 株式会社情報通信総合研究所が行ったインターネットの普及予測によれば、固定網と携帯電話を合わせたインターネット人口普及率は、2001年に日本が米国を上回る（日本 56.5%、米国 48.5%）とされている。

¹⁰ 「インターネット博覧会（通称：インパク）＝楽網楽座＝」（Internet Fair 2001 Japan）は、国、地方公共団体、企業、NPO、国際機関等が様々な行事テーマを掲げつつ、インターネット上にパビリオン（交流のウェブサイト）を設け、これに全国・全世界の人々が投書・投画等により参加、交流する国際的行事であり、平成 12 年 12 月 31 日から 1 年間開催される。

¹¹ カーナビゲーションシステムは 1999 年度末で累計 535 万台出荷され、VICS は同じく 181 万台出荷されている。また、ETC は 2000 年 4 月から試行運用が開始されている。

¹² アンダーセン・コンサルティングと通商産業省の共同調査によると、日本の企業対消費者（B to C）の電子商取引率は、1998 年の 0.02% から 2004 年には 2.0% に達し、この 6 年間で約 100 倍に拡大すると予測されている。一方、米国の電子商取引率は、この 5 年間で約 8 倍に拡大し、2003 年で 3.2% に達すると予測されている。

2. IT革命推進の基本的考え方

以上のように、IT革命は個人と組織の活動の自由度を飛躍的に高め、経済社会に新しいダイナミズムと創造性をもたらすものであり、21世紀初頭の経済社会発展の原動力となるものである。また、IT革命は、われわれの経済社会を、その中のあらゆる主体及び活動がインターネットを中核とした情報通信ネットワークにより常時連結されるようになるという新しいネットワーク社会へと導くものである。IT革命が持つ諸特性にかんがみ、IT革命のもたらす成果を我が国の新しい経済発展と国民生活の質的向上に最大限に生かしていくために、今後政府として次のような基本的考え方に基づいてその推進に取り組んでいく必要がある。

(1) スピードの重視

ITの世界では比喩的にドッグイヤー¹³という時間の単位で状況が変化していると言われている。技術革新が起こるテンポは驚異的な速さであり、新しい技術に基づいた製品やシステムないしビジネスモデルが数年のうちに陳腐化することも多く見られる。したがって、こうした状況の中、IT革命への対応で最大のポイントは「スピード」である。民間企業は、グローバルな競争圧力の中で他の企業に負けないスピードで対応することが必然的に求められるが、政府としてもスピードが最重要の要素であることを念頭に置いての政策対応に当たるべきである。

また、ITの驚異的な変革のスピードについていくためには、常に変革の中心近くに位置しておくことが重要である。中心から離れた位置では変革に気づいた頃には、最先端のフロンティアは手の届かない先を走っているということになる。ITの世界では勝者の一人勝ちという事態もしばしば生じるので、変革に大きな遅れをとることは、市場競争力の面でも大きなマイナスである。様々な政策対応に当たっては、世界のスピードに対応し、我が国をグローバルなIT革命の中心に位置付けることが国際競争力の確保につながることも念頭に置いておく必要がある。

(2) 民主導の変革

IT革命は、既存のビジネスの方法、仕組み、さらには秩序を破壊し、新しい方法、仕組み、秩序等を形成する、まさに“革命”の要素を強く持った創造的破壊現象である。革命のさなかにあっては正確に変革の方向や影響を見定めることはできない。こうした状況の中で、企業ないし企業家は、リスクを負いつつ、自ら革新を実行して変化を先導したり、競争圧力の中で生き残りをかけて、変化に対応する主体となる。その際のポイントは(1)で述べたスピードであり、IT革命は民主導で進めることが基本である。したがって、各分野における行政のあり方としても、規制の撤廃・緩和、明確なルールの設定と事後チェック型行政への転換を徹底し、透明で公正な市場の下で、自己責任に基づく自由な経済活動の範囲を最大限広げ、民主導の変革を積極的に支援していくことが重要である。

¹³ 寿命に照らして計算すると、犬の1年は人間の7年に当たるとされていることから、1年間で通常の7年間に相当することが起きることのたとえとして使われる。

(3)新しいネットワーク社会への対応

IT革命は経済社会を新しいネットワーク社会へと導くものであり、政策的にも従来の発想では十分対応できないという自覚をもって取り組むべきである。

1)新たな市場の枠組み作り

インターネット上の取引等ITを活用した取引は消費者保護や企業間契約等に関し、従来の市場の枠組みでは十分に対応しきれない新たな課題を内包するものである。したがって、政府として果たすべき重要な役割は、次に述べるシステムの安全性確保と合わせて、ネットワーク社会における経済取引に対応した新たな市場の枠組みを構築し、消費者や企業が安心してITを活用した経済活動に従事できるルールや制度を早急に整えることである。

2)システムの安全性確保と求められるグローバルな視点

これからの電子商取引の中心的役割を担うインターネットは、基本的には人々の善意を前提とするオープンなシステムである。本年1月下旬から連続して発生した行政機関等のサーバーへの攻撃に見られるように、悪意を持った攻撃に対しては本質的な面で脆弱性を有しており、安全性の面ではまだまだ多くの課題を抱えている。ハッカー対策、サイバーテロ対策等のネットワークセキュリティの維持・強化をIT革命が一層進行する21世紀のネットワーク社会の基本的な基盤整備として位置付け、官民協力の下にソフト、ハード両面から本格的な対応を行うことが必要である。さらに、サイバーテロ等は世界中のどこからでも、またどこへでも攻撃の可能性があること、世界がますます情報ネットワークで一体化するにつれ、局部的なシステムの破綻が世界的な広がりで見られること等から、それに対する対応はグローバルな視点に立って取り組むことが求められる。

3. IT革命を起爆剤とした新しい経済発展に向けて

IT革命が経済社会にダイナミズムと創造性をもたらす過程で、経済社会の広範な側面にわたって新しい環境に対応するための転換が進む。この転換は、モバイルに見られるようなITを活用した新しい製品・サービスの導入や様々な新しいビジネスモデルの発生・普及等ITに直接関連したものに止まらない。いわゆるIT革命の範疇を越えて、企業経営のあり方、労働、雇用のあり方、さらには、市場の枠組みを形成する法制度の変更までも含む経済社会の幅広い範囲に及ぶものである。こうした経済社会の制度やシステムの転換が遅れば、IT革命の成果が十分に生かされず、またIT革命の進行自体が遅れることにもなる。

これまで我が国においては、情報通信の高度化をはじめとするIT革命に関連した広範な政策課題について様々な切り口からの政策努力が行われてきたが、これら全ての政策が、IT革命を推進しそれを新しい経済発展に効果的につなげていくという観点から統一的に位置付けられた上で実行されてきたわけではない。IT革命の始動がみられるこの機会をとらえて我が国の新しい経済発展を実現していくためには、経済社会の制度・システム面での課題も含めて、上記の観点から重要政策課題を統一的に位置付けた上で、IT革命推

進の基本的考え方を踏まえつつ、戦略的取組を進めていく必要がある。

(1) 予算・人員の重点配分と既存のネットワーク基盤の有効活用

政府の厳しい財政状況の中で、IT革命を効率的に推進していくためには予算・人員の重点配分と既存のネットワーク基盤の有効活用を進めていく必要がある。IT革命推進の最大のポイントはスピードであることから、政府の政策全体の中でIT革命の推進を極めて重要な課題として位置付けて予算・人員を重点配分し、それぞれの課題について世界水準の成果を他国に負けないスピードで実現することを目指すべきである。また、高度情報通信社会推進本部やミレニアム・プロジェクト等、政府として強力に推進しているところであるが、ITに関連するあらゆる領域において部分最適でなくシステムとしての全体最適が図られるように、政府全体として整合性のとれた政策をより一層推進していくべきである。

一方、貴重な資源の有効活用を図る観点から、これまで政府その他の公的部門において整備されてきた光ファイバー網等の大容量通信手段については、暗号化技術の活用や一定帯域の確保により緊急時の対応を図った上で、広く民間に開放していく必要がある。なお、ITを活用した公共施設管理の高度化・効率化のために公共施設管理用光ファイバー及びその収用空間の整備が進められているところであるが、そうした既存の管路、施設等を使用した、所有者あるいは管理者以外の者による新たな回線の敷設に関しては、その円滑化の観点から、オープン、無差別で透明性のある手続で処理することについて検討を進める必要がある。

(2) ネットワーク社会における経済取引に対応した新たな市場の枠組みの構築

「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」の「アクションプラン」(第1回フォローアップ)においては、電子商取引の本格的普及(電子認証に関する制度整備、ビジネス方法の特許の適正な保護、個人情報保護、電子商取引推進のための制度等の見直し)、公共分野の情報化(行政の情報化、ITSの推進、GISの整備・相互利用の推進)、人材の育成及び情報リテラシーの向上(高齢者・障害者の情報通信利用の促進、教育の情報化、オンライン接続禁止条項の早期見直しの要請)、高度な情報通信インフラの基盤整備(インターネットの総合的技術基盤整備、第3世代移動通信システムの導入、低廉な利用料金の実現)、ハイテク犯罪・セキュリティ対策(不正アクセス対策法制の整備、情報セキュリティ対策)の5つの分野に優先的に取り組むこととされている。

これらの施策はIT革命推進の観点から高く評価できるものであり、積極的な取組が進められることを期待する。特に、「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」に関連して、ネットワークの高速・大容量化と低廉・定額化、モバイルの積極的活用、放送のデジタル化、通信と放送の融合等による情報通信ネットワークの高質化を推進することとあわせて、以下のようなネットワーク上での経済取引を円滑化するための制度について検討及び導入を進め、早急にネットワーク社会における経済取引に対応した新たな市場の枠組みを構築することが重要である。なお、通信と放送の融合に関しては、今後一層進展していくものと予想される融合化に的確に対応するため、法制度の整備の検討を進めることが緊急の課題である。また、周波数割当手続の透明性の一層の確保を図ることを目的として法定化さ

れた、長期的かつ総合的視野に立った周波数割当計画の策定・公表により、電波の公平かつ能率的な利用が一層促進されることが期待される。

1) ネットワーク取引に対応した制度の整備

ネットワーク取引に対応した制度が未整備なままに残されていることは、問題が発生した場合の法解釈等に関する予見可能性を低下させ、この分野でのビジネスを進める際のリスク要因ともなっている。革新的なビジネスの出現・成長を促し、経済にダイナミズムを吹き込むためにも、早急に制度の整備を進めて、この面からのリスクを解消していく必要がある。

こうした観点に立って、ネットワーク取引の安全性と安定性を確保し、取引を安心して行うことができるようにするため、ネットワーク取引時代に即した、電子認証、個人情報保護、消費者保護等の諸制度を整備・確立するとともに、取引に関わる制度、電子決済・電子マネー、知的財産権、ドメインネーム¹⁴、適正な課税のあり方等についても早急に対応を進めることが求められる。特に、取引に関わる制度については、対面販売や書面の交付の義務付け、事務所の存在を前提とするなど、ネットワーク上の取引を想定していない制度や取引ルールが存在がネットワーク取引の障害となっているとの見方もあり、今後、消費者保護等に留意しつつ、必要な見直しを行っていくことが必要である。また、知的財産権に関して、いわゆる「ビジネス方法の特許」については、制度の運用について国際的な調和を確保し、運用の明確化を通じて産業界の予見可能性を高めることが重要である。また、市場における健全な競争を不当に阻害することがないよう、必要に応じ、所要の対応を図ることが必要である。

2) 安全・危機管理対策の強化

常時接続の進展等に伴い、産業や政府活動そして家庭生活の多くがインターネットを核とする情報ネットワークで常に結ばれるようになり、また同時に、様々なコンピュータシステムに依存する度合いが強まってくる。この結果、ネットワーク上の一部システムの不具合が経済社会の広い範囲に悪影響を与える可能性が生じる。さらに、先に述べたようにインターネットは、悪意による攻撃を受けやすいという本質的特性を有しており、そのネットワークは国内に止まらず全世界と結ばれているため、グローバルな視点に立ったサイバーテロ防止対策等のセキュリティの確保や万一の事故等の際の危機管理対策が喫緊の課題となっている。

公的部門においては、電子政府実現の前提として、この問題に関するシステムの構築・管理、民間への普及啓発、技術開発、法整備等を早急かつ強力に推進するとともに、産学官の協力による恒常的な安全性強化の取組が必要である。また、ユーザーによる自衛策の支援とともに、被害者救済システムの充実の検討も求められる。

¹⁴ インターネットに接続されたコンピューターを識別するための名前で、いわば、インターネット上の住所。コンピューターの識別番号を、人間が判りやすいアルファベットに置き換えた名称で、コンピューターを存在する地域や所有する組織の属性などを用いて標記する。

(3)我が国をグローバルなIT革命の中心に位置付けるための方策への積極的取組

- IT革命時代における我が国の国際競争力の確保に向けて -

基本的考え方の中でも触れた通り、猛烈な勢いで進行するグローバルなIT革命の中で市場競争力を維持していくためには、常にIT革命のフロントランナーとしての位置付けを保っておくことが必要である。そのためには、個人、企業等の経済主体自らがIT及び関連分野における変革を主導したり、変革に積極的に参加したり、あるいは最先端の動きへのアクセスを確保できるという状況の中で、日本を常にグローバルなIT革命の中心ないしその近傍に置いておくことが必要である。したがって、政府は、日本が世界の中でこうした位置付けを維持する上で必要なハード、ソフト両面での条件整備を積極的に進め、IT革命を先導する民間企業の動きを加速・推進するという大きな役割を有している。

このような観点に立って、日本を常にグローバルなIT革命の中心ないしその近傍に位置付けておくために政府としては次のような課題に重点的に取り組んでいくことが必要である。

日本がグローバルなIT革命を先導できるようになるための技術・システム開発を官民が協力して促進すること。特に、ビジネスモデルやデファクトスタンダード、IT Sの構築、実証機会の提供、情報発信など国際競争力に関連する技術・システムの開発を促進するとともに、情報化等の分野に関し大胆な技術革新に取り組む「ミレニアム・プロジェクト」を推進すること。

日本がアジア太平洋地域の情報面でのハブの一つとして機能する条件を整備し、合わせて国際物流の結節点の効率化を高めること等により、世界の情報ビジネス、ネットビジネスが日本に立地するような環境を整え、我が国の経済主体が常に世界のIT革命の先端に容易にアクセスできるような状況を創り出すこと。

インターネットのグローバルガバナンスへの貢献等IT革命に付随して必要とされる世界的な課題に積極的に取り組み、変革を主導したり、変革に積極的に参加すること。

IT関連の国際標準の作成に向けて日本のイニシアティブを発揮するため、国際標準を目指した技術開発の推進、民間企業の国際標準化活動の支援、さらには欧米のみならずアジア諸国とも協調した標準化活動の推進に取り組むこと。

(4) IT革命の成果を最大限に生かすための物流のスピード化の促進

スピードあるネットワーク取引を実現し、IT革命の成果を最大限に生かしていくためには、ボトルネックとなりがちなバックエンドすなわち物流のスピード化が重要である。

現在、物流に関する総合的な取組として、「総合物流施策大綱」(平成9年4月4日閣議決定)が策定され、関係省庁が連携して物流施策の総合的な推進に取り組んでいるところであるが、今後、特に、IT Sや海陸一貫物流情報システム等ITを活用した交通関連インフラをはじめとする基幹的なインフラの整備を行うとともに、以下のような施策を講じる等、物流のスピード化に重点を置いた施策を積極的に推進していくことが必要である。

1)物流システムの標準化・シームレス化・ペーパーレス化の促進

物流のスピード化に資するべく、物流システムの総合的な標準化を図るため、コンテナ等輸送用容器に関する工業標準の見直しを行い、また、国際標準化活動に主導的に参画し

ていく必要がある。

さらに、民間事業者の物流の効率化を進めスピード化への取組を支援するためには、在庫管理、受発注、ピッキング、仕分、集荷、配送、検品、店頭管理等の業務全般にわたる取引手続のシームレス化・ペーパーレス化が不可欠であり、そのため、システムの相互運用性・相互接続性を確保して、関係者間の情報の伝達・共有をできる限り円滑化し、情報化による便益をより広範に享受できるようにしていく必要がある。

また、国及び地方公共団体においては、輸出入・出入港等の行政手続において、情報化によるペーパーレス化及びワンストップサービス化の更なる推進に取り組む必要がある。

2) ITを活用した物流の効率性の向上

最近、コンビニエンスストアをB to Cのネットワーク取引の拠点として活用しようという動きが広まっており、送料の低下や決済の利便性の向上にも資するものと期待される。また、モバイル機器を用いて在庫をリアルタイムで管理するシステムの実用化が進められており、インターネットを使ったトラック荷台の空きスペース利用の仲介サービスの試行も一部始まっている。このような例をはじめとして、今後の大きな流れとしては、ITを活用した物流の一層の効率化によるスピード化が実現されていくものと見られる。

こうした方向での新しい試みに当たっては、関係者が多岐にわたるなど民間事業者のみの取組では困難な場合も想定されることから、必要に応じて政府も積極的な支援を行うことが望まれる。

(5) IT革命時代の変革とスピードに対応できる経済社会システムの構築

IT革命の時代にあっては経済を取り巻く環境条件は大きくかつ急速に変化していく。ある時点で最新の技術・ノウハウを体化し、大きな成功を収めた商品・サービスやビジネスモデルであっても時間の経過とともに急速に陳腐化する一方で、さらに新しい技術・ノウハウが次のビジネスチャンスを創り出す。こうした激しい変化の中で、それらの変化がもたらすチャンスを個々の経済主体が機敏に生かし、それが経済全体の生産性の向上や経済成長につながるようにしていくためには、IT革命のもたらす新しい情報環境にふさわしい経済社会システムの構築を通じて、経済の各主体が状況の変化にスピードをもって適切に対応していけるようにすることが必要である。こうした観点から、以下に述べる企業活動と労働・雇用・教育面での課題に対しても積極的に取り組む必要がある。

1) 企業活動面での変革へのサポート

企業経営、組織の変革を支える事業環境の整備

(ア)適切なコーポレート・ガバナンスのための制度と企業組織の変革を容易にする制度の整備

IT革命は企業活動のあらゆる面での変革を実現するまたとない機会を提供している。このような変革の機会が旧来の利害関係によって損なわれることなく、あらゆる企業活動の刷新が行われるよう、株主総会等会社の機関のあり方、会社の情報の適切な開示のあり方等を含む適切なコーポレート・ガバナンスのあり方について検討し、所要の措置を講ずる。

また、日本企業は、IT革命に対応するには個々の分業単位の自律性を高める工夫が要るとされており、分社化、持株会社化等による組織変更や、M&A、MBO等による既存企業の枠組みを越えた組織再編を容易にする制度整備が必要である。これまで、持株会社の解禁（独占禁止法改正）、合併手続の簡素化（商法改正）、事業再構築を促進する措置（産業活力再生特別措置法）、株式交換・株式移転制度（商法改正）、会社分割制度（商法改正）¹⁵が整備され、組織変更・再編のための環境が整いつつある。今後は、組織の変更・再編に伴い、雇用の安定及び能力開発の実施が図られることが重要である。また、企業の経営環境の変化に対応する観点や国際競争力の維持・向上に資する観点、さらには企業の経営形態に対する税制の中立性を図る観点から、会社分割に係る税制及び連結納税制度の導入を目指し、検討を進めることが必要である。

(イ) 競争的事業環境の整備と司法制度改革の推進

各経済主体によるIT革命への迅速な対応を可能にするためには、事前規制型から事後チェック型行政への転換を図るとともに、予測可能なルールに沿って行動を決定できるよう明確なルールを設定し、経済活動の自由度を拡大することが重要である。その一方で、各経済主体間あるいは規制当局と私的経済主体の間に生じる紛争を司法の場で処理する必要が高まることから、その紛争処理能力向上に向け、法曹人口の適正な増加、弁護士と隣接法律専門職種等との関係、裁判手続外の紛争解決手段のあり方等の諸課題についても、司法制度改革審議会等において引き続き検討を進めていく必要がある。

また、市場への新規参入を妨げる商慣行や、不当な手段で他人の事業活動を妨げる不公正な競争行為については、新たに創設された私人による差止請求制度¹⁶の活用等を通じて公正な市場取引の実現に努める。

さらに、海外IT関連企業等の参入を促進し、競争を通じた経済活発化を図る観点からも、規制の撤廃・緩和の一層の推進等により国際的にみて魅力ある事業環境の整備を進める。

(ウ) ITの利用促進

IT投資に関する意思決定にはこれまで以上に知識や計画性が必要とされることから、経営者にはITに関する深い見識が求められるとともに、ITの導入方法について専門的な立場からアドバイスを行うコンサルタント等の役割が重要になると考えられる。

このため、適切なIT投資がなされるよう、各種の中小企業支援機関¹⁷による民間の専門家を活用した診断・助言等を行うとともに、ITと経営の双方の知見に通じ、経営者の立場に立って情報化企画・調達を行えるような人材（ITコーディネーター）の育成を進めるなど、ソフトウェアを含めたIT投資が促進されるよう様々な支援措置を講

¹⁵ 第147回国会で商法を改正した（平成12年5月31日から起算して1年を超えない範囲内において政令（未公布）で定める日から施行される予定）。

¹⁶ 第147回国会で独占禁止法を改正した（平成13年1月6日から起算して6月を超えない範囲内において政令（未公布）で定める日から施行される予定）。

¹⁷ 中小企業・ベンチャー総合支援センター（全国8カ所） 都道府県等中小企業支援センター（全国約60カ所） 地域中小企業支援センター（全国約300カ所）等

ずる。

変革の主体となるベンチャー等へのサポート

日本でもネットビジネスの出現を契機に創業・起業ブームが起こりつつある。一部の投機的な動きに幻惑されることなく、市場競争力をつけて、将来大きくビジネスとして伸びていくという本当の意味でのベンチャーを育てていくという観点から、政府としても、米国並に創業・起業がしやすく、ITに関する優れたアイデア・技術を持ったベンチャー企業が急速に成長できる環境を整備していくことが必要である。このため、当面、以下の施策を推進する。

(ア)技術力の強化と人材の確保

ITは極めて急速に進歩していることから、企業はコアとなる技術に対して経営資源を重点的に配分するとともに、大学等との共同研究などにより外部の技術ソースを活用する必要がある。

このような観点から、国公立大学については、民間企業からの受託研究等に係る資金の受入れ等の円滑化措置が講じられた。また、国立大学教官等による研究成果の事業化を目的とした民間企業役員の兼業が認められたところである¹⁸。今後、これらの制度が活用されるとともに、私立大学を含め、技術移転機関(TLO)¹⁹による大学から民間企業へ研究成果の移転が活発に行われること等により、産学連携による技術力の強化が促進されることが期待される。

ベンチャー企業にとっては、技術力とともに経営、経理、法務、特許等の知識・能力を有する人材を確保することが極めて重要であり、政府としては、下記2)に述べる労働市場の需給調整機能の強化を図るとともに、中小企業・ベンチャー総合支援センター等を活用した人材確保に対する支援を充実させる。また、今後、ビジネス・スクール等の設置が促進されることが期待される。

(イ)ベンチャー支援のための金融・資本市場の整備

最近では、ベンチャーにとっての資金調達環境は整いつつあるが、一般的には資金調達の困難さが創業時の障害となっている。また、一部の急成長するベンチャー企業については、株価の急激な高騰により、その流動性が確保されない等の問題点も指摘されている。このため、企業家の資金調達を容易にする方向での更なる改革が必要である。

証券市場については、ベンチャー企業向け証券市場として、昨年11月に東証においてマザーズが開設され、今年5月には大証においてナスダック・ジャパン市場が開設された。また、店頭登録市場や未公開株式市場においても市場改革が進められているところである。今後も市場の信頼性を向上させることにより、活性化のための一層の環境整備を進める。

¹⁸ 第147回国会で成立した産業技術力強化法を踏まえ、国家公務員法第103条に基づき、人事院規則を整備(平成12年4月20日施行)。

¹⁹ TLOはTechnology Licensing Organizationの略。大学の研究成果を特許制度等を活用することによって民間事業者に移転し、その結果得られる利益の一部を大学に還流する機関。大学の特許部としての役割を果たす。

また、間接金融の面では、これまでの不動産担保を前提とした融資手法を見直し、事業が生み出す将来のキャッシュフローにも着目した融資手法の活用を図る必要がある。特に政府系金融機関においては、高い成長性が見込まれるものの不動産担保の乏しい企業に対する資金供給スキーム²⁰の積極的な活用を図る。

(ウ) リスクへの挑戦に対する支援

ベンチャー企業の育成のためには、経営者や従業員がリスクに見合った高い報酬が得られるとともに、失敗した場合のセーフティネットと再挑戦の可能性が確保されるよう制度を整備していく必要がある。

こうした観点から、平成7年にストック・オプション制度が導入され²¹、制度の充実が図られてきているところであるが、同制度がより一層活用されるよう制度のあり方について検討し、所要の措置を講ずる。

倒産法制については、和議手続に代わる手続として民事再生手続が創設され今年4月に施行されたところであるが、このほかの倒産法制についても抜本的な見直しを行う²²。

2) 労働市場の機能強化と労働者の能力開発への支援

IT革命により、企業の組織体制や業務プロセスの変革が進展することとなるが、これは同時に雇用にも大きな影響を与える。例えば、データの収集・伝達といった事務労働・単純管理労働に対する必要性が低下し、よりアイデアの創造に携わる専門的知識労働に対する需要が高まることとなる。また、これまで政府が一体となって取り組んできた経済対策・雇用対策の効果もあり、最近、情報通信技術等の分野においては、大幅な求人の増加がみられるところである。こうした業務内容のシフトや労働需要の変化は、企業が労働者に対して求める能力と、実際の労働者の能力とのミスマッチを生じさせる可能性があることから、ミスマッチを解消するための労働市場の機能強化、労働者の能力開発支援等を推進していく必要がある。

労働市場の需給調整機能（マッチング機能）の強化

労働市場の需給調整については、公共職業安定機関及び民間の労働力需給調整機関がそれぞれの特性を活かしつつ、全体として円滑な労働力需給調整機能を果たしていくことが重要である。このため、公共職業安定機関について、その機能強化を図る必要がある。また、労働者派遣事業と有料・無料職業紹介事業については、その対象業務、取扱職業のネガティブリスト化等を通じて、経済社会情勢の変化に対応した効果的な労働力需給調整機能が強化されてきているので、引き続き、その活力や創意工夫を活かし、労働力需給調整の役割を有効、適切に果たせるようにする必要がある。今後、改正労働者

²⁰ 無担保ワラント付社債の引受も含んだ中小企業金融公庫等の成長新事業育成特別融資、日本政策投資銀行等が行う知的財産権担保融資等がある。

²¹ 平成7年の特定新規事業実施円滑化臨時措置法改正により導入された（同法は平成12年3月に廃止されている。）平成9年には商法改正によりストックオプションに関する規定が設けられた。

²² 破産（破産法）、特別清算（商法）、会社整理（商法）及び会社更生（会社更生法）については、早期の抜本改正に向けて法制審議会で審議中。

派遣法及び改正職業安定法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。なお、官民の情報を一元的に提供できるネットワークの構築を検討する必要がある。

主体的、創造的な働き方の実現

IT革命の進展により、業務の効率化が進み、個人の創造性の発揮と仕事の成果が要求されてきていることから、労働基準法による裁量労働制を活用するなどにより、IT産業を担う人材の主体的・創造的な働き方の実現を図る。

また、通勤が困難である等の理由から就業していなかった女性や高齢者、障害者等が、その能力を活かして在宅就業等多様な形態で就業することが技術的に可能になってきている。このような観点から、テレワーク・SOHOの普及に資する支援施策の整備を行うとともに、在宅就業の適正な実施を確保するための相談体制の整備等を行う。

企業外部での職業能力開発システムの充実

IT革命により、労働者に必要とされる技能・知識が非常に速く変化し、高度化していくことから、企業内でのIT関連の人的能力開発の推進はもとより、労働者自身の自発的な職業能力開発が求められることとなる。

このため、IT関連技能に係る教育訓練機会の環境整備を図るため、公的な職業訓練機関によるIT関連プログラムを充実するとともに、引き続き教育訓練給付制度の充実を図り、貸付制度の効果的な活用についても検討するなどにより、民間の教育訓練機関等を活用した職業能力開発を支援する。

また、大学院等の高等教育機関を有効に活用し、専門大学院や夜間・通信制大学院等の設置の促進等により、自発的な能力開発を行う環境を整備していく必要がある。

さらに、ビジネス・キャリア制度の充実その他職業能力評価システムの整備を図るなど、ホワイトカラーの労働移動の円滑化にも資することとなる施策についても引き続き講じていく。

有能な外国人労働者の活用

IT技術者については世界的に不足する傾向にあり、先進各国が人材の確保に動きだしている。自国労働者の活用が先決との議論もあるが、IT革命の進展のスピードやグローバルベースでの競争による経済の活性化のためにも、IT技術者の積極的受入れを行うべきである。米国においては、留学生が帰国せず創業や就職する者も多く、こうした人材がIT革命の担い手となっていることから、我が国においても、より一層留学生や外国人研究者の受入れを推進する。

3)教育におけるグローバルリテラシー²³の確保

IT革命に対応していくためには、IT技術者をいかに増やし、いかに育成するかが大

²³ ネットワーク化したグローバル社会において、コンピュータやインターネットといった情報技術や国際共通語としての英語を使いこなし、世界から情報を自在に入手し、理解し、国を越えて意思を明確に表現できる能力。

きな課題となる。IT革命を担える人材を育成し、ネットワーク化したグローバル社会において優位な地位を確保するために、情報通信分野に関して、大学等における産業界との連携による取組等を通じて高度かつ実用的な知識や技術を持った人材を養成することが必要である。

また、IT革命の進行は、情報活用能力を有する者とIT革命への対応に遅れた者との格差（デジタル・デバイド）を経済社会の多くの場面で生むことが懸念される。

このため、長期的な視点に立ってIT技術者を育成するとともに、こうした格差の発生を防止するためには、初等中等教育段階からのグローバルリテラシーとしての情報活用能力や外国語能力、特に英語の修得がより重要となってくることから、小・中・高等学校の各段階におけるコンピュータやインターネットの積極的な活用等により、IT革命に対応できる能力の向上を図っていく必要がある。

さらに、児童・生徒から障害者や高齢者も含め社会人に対する情報活用能力の向上を支援するため、インターネットを活用した遠隔教育の基盤整備・普及や社会教育施設等における情報化を一層進めることなどにより、生涯にわたり情報活用能力を高めていくことのできる環境を整備していくことが重要である。

第2章：「静脈産業」²⁴の発展を通じた効率的な循環型経済社会の構築

1．基本的考え方

温暖化等の地球環境問題に加えて、このところ廃棄物の最終処分場の残余容量のひっ迫や、廃棄物の処理に伴う様々な環境負荷が大きな問題となっている。現在の大量生産 - 大量消費 - 大量廃棄の経済行動のまま推移すれば、近い将来において廃棄物の最終処分場の確保が極めて難しくなり、最終処分場の制約から持続的な経済成長が困難となることも想定される²⁵。こうした事態を回避し、環境と調和を保ちながら長期的な経済成長を達成するためには、廃棄物の発生抑制（リデュース）、製品等の再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）や適正処理による減容化が進展した循環型経済社会を実現することが緊急の課題になっている。

循環型経済社会において、新しい資源の投入・廃棄量を減らしながら経済活動の水準を維持・拡大させることは、究極的には資源やエネルギーの投入を労働や技術の投入で置き換え、かつそれらの生産性を大幅に上げるということである。言い換えれば、循環型経済社会において経済の持続的成長を維持するためには不断の効率性の向上が求められることでもある。こうした課題に対応し、効率的な形で循環型経済社会の構築を進めていくためには、各経済主体の自主的な対応により、循環資源²⁶に係る適正な市場を整備し、循環型経済社会構築の主要な担い手となるべき静脈産業を市場競争を通じて育成することが極めて重要である。

なお、IT化の進展した社会においては、「物」と「情報」の分離が多くの分野で可能となることから、従来「情報」を入手するのに付随的に必要であった「物」が不用となる、また、情報管理がより容易となることから、部品ごとの履歴管理を行いつつ交換による製品の長期使用ができる等の状況が生まれると見込まれ、これらは、廃棄物の発生抑制を通じ循環型経済社会の構築に大きく寄与するものと期待できる。

2．最近の取り組み状況

このような状況の中で、最近、循環資源に係る適正な市場の形成に向けて本格的な取組が始まっている。

（政府における取組）

循環資源に係る市場という場合、処理等の費用を支払う主体が存在することが前提となる場合が多いが、この費用の発生は、従来の生産・消費という取引において生じる外部不

²⁴ 静脈産業とは廃棄物処理業及び広い意味でのリサイクル業（再生資源流通及び卸売り業、再生資源加工業、リユース製品流通及び卸売業）を意味する。

²⁵ 経済企画庁総合計画局「循環型経済社会推進研究会中間報告」における試算参照（2000年6月）

²⁶ 「循環資源」とは、使用済み製品や、製品を作る際副次的に生み出された物品等のうち、リユース、リサイクルができるもの、又はその可能性があるものをいう。

経済を内部化することや、適正処理に要する費用の負担を明示的に求めることによるものであり、何らかの制度の導入や規制を契機としているものが多くみられる。

政府は、1990年代に入り「再生資源の利用の促進に関する法律」の施行をはじめ、様々な規制措置を講じてきている。特に、97年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正により、マニフェストの交付を産業廃棄物の排出者に義務付け、また、2000年の同法改正により、排出者に対して、リサイクルや最終処分までをも含めた適正処理に必要な費用を適切に負担させる制度が整備された。

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」が2000年から完全施行され、「特定家庭用機器再商品化法」が2001年から施行される予定であるなど、リサイクル等を推進するための制度的な環境が整えられつつある。

さらに、政府は昨年9月に廃棄物の減量化目標を示したほか、循環型社会の形成に関して、廃棄物・リサイクル対策について施策の総合的・計画的な推進の基盤を確立するため、基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにすること等、基本的枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」が制定されるとともに、「再生資源の利用の促進に関する法律」の改正が行われ、また個別法として食品循環資源や建設資材のリサイクル推進についての法律等が制定された。

（産業界における取組）

産業界においては、政府のこうした動向に呼応して、または先取りして資源循環をビジネスとして行うための体制づくりが進められているほか、環境対応を企業の戦略として位置付け、工場単位でのゼロエミッション化や環境会計、LCAの導入等の取組が開始されている。また、リサイクルしやすい素材の開発、環境配慮型設計(DFE)の導入等インバース・マニファクチャリング²⁷に向けた技術や、再生鉛を使用した蓄電池の製造や下水汚泥を利用したレンガやセメントの開発等のマテリアルリサイクル技術が実際に採用されてきている。

（消費者における取組）

消費者においても、地球環境の保全という観点から、ごみを減らすという意識が高まってきている。ごみ袋の有料化、ピンの再使用を行うためのシステム構築、ごみを分別し販売店や公民館等の集積地へ持って行く等排出者としての責任を自覚した様々な行動が生まれてきている。

（地方公共団体における取組）

地方公共団体においても、ごみの回収・処理において、出されたものを処理するという役割だけでなく、住民の循環型経済社会への参加をすすめるという重要な役割を担っている。こうした観点から、循環資源の行政回収、集団回収のサポート等を積極的に行う動きがみられる。

²⁷ 「設計 開発 生産」といった順工程のみに注目した生産システムに対し、「設計 開発 生産 回収 分解・分別 再利用 生産」といった逆工程にも着目した生産システムをいう。

3. 静脈産業発展のための課題と方策

政府としては、以上のように各主体の取組が進展してきたこの機会をとらえて、以下の課題に積極的に対応することにより、循環資源に係る適正な市場の形成を通じて静脈産業を育成し、環境と調和のとれた持続的経済発展の基礎を築いていくことが求められる。

(1) 循環資源に係る市場の形成

1) 情報の非対称性の改善

静脈産業が育成されるためには、生産から消費、リユース、リサイクル、最終処分までの連鎖が市場を通じて適正に形成されることが必要である。この市場において、不法投棄をはじめとする不適正な処理を前提とする不当な処理価格により競争が行われ、不適正な処理を行う業者が選択されて、優れた技術を有し適正な処理を行う業者が結果として市場から排除されることとなるという、情報の非対称性に基づく逆選択²⁸が生じないようにするためには、次に述べる違法行為の監視及び抑止とともに取引当事者相互の説明を強化することが求められる。

このため、排出者は排出物等の内容を処理事業者等に、処理事業者等は処理内容を排出者に説明し、排出者が最終処分に係るコストを認識し、応分の責任を負うことが必要である。今回の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正により、排出者責任と罰則が強化されたところであり、不適切な処理を選択すれば、損をするという仕組みの適切な運用を図る。

また、公的機関やボランティア団体等が関与するリサイクルにおいて、リサイクルの採算性というものが機能しにくいということがあり、廃棄物の収集、運搬、中間処理、最終処分の流れの中でオーバーフローがみられる場合がある。このため、異業種間で市場メカニズムに基づき、リデュース、リユース、リサイクルが行われるという資源循環システムの発展を促進させることが必要であり、廃棄物等の種類別の発生状況・見込み、廃棄物等に対する需要状況、最終処分に係るコスト等の地域別データが提供される情報のネットワーク化を促進する。

さらに、市場に参加する業者の業務内容を客観的に判断するISOのような基準を導入するとともに、ITを活用し、これらを市場に参加するための資格として機能させるシステムの導入を図る。

2) 違法行為の監視及び抑止

市場で適切な価格が形成され、競争の中で優良企業が育成されるためには、廃棄物不法投棄に代表される不適正処理等の違法行為を排除する必要がある。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」にも違法行為に対する罰則が規定されているが、地方公共団体による現

²⁸ 情報の非対称性とは、財・サービスの取引に際し、供給側と需要側のいずれか一方が、価格や品質についての情報を十分に持っているのに対し、他方が持っていない状況をいう。また、逆選択とは、こうした状況下において、選択の結果悪いものが残ることをいう。

状の違法行為監視だけでは、違法行為に対する十分な抑止力が働いているとはいえない状況にある。

このため、警察組織による違法行為の取締り等を強化するほか、地域住民等による監視・申し立て制度やNPO等の協力を得た社会的監視システムの導入・育成を推進する。また同時に、地方公共団体が作成する廃棄物処理計画のほか、新たに産業廃棄物について多量排出事業者の処理計画と許可業者による廃棄物処理の実施状況を合わせて公表することにより、違法行為に対する社会的な関心を高め、地域住民、消費者等の協力・監視を強める。

さらに、事業系一般廃棄物についても、多量排出事業者に対しては、産業廃棄物と同様に廃棄物処理計画の策定を義務付け、公表する等の措置を検討する。

3) 公的機関の関与

法制度等により廃棄物処理・リサイクルという枠組みが決定され、適正処理が確保された後は、公的機関はそのシステムにできるだけ介入しないものとなることが望ましい。しかしながら、次のような場合において、システムが機能するためには、国等公的機関の関与の検討も必要となる。

現在、例えば産業廃棄物の最終処分場の確保は、住民の反対などで滞っている一方で、不法投棄をはじめとする環境保全上の問題も深刻化している。この場合における、最終処分場への住民の信頼性の確保、及び最終処分場に係る適正な設置・管理コストの市場への反映。

リサイクル等において、製品や部品については他産業から提供される同一・同種のもののとの価格競争もみられるが、素材については製造工程等の関係から、他産業から提供される素材と価格競争することが困難となる場合があり、リサイクルされずに最終処分に回されることとなり易い。この場合における何らかの補正。

なお、循環資源の流過程でどこで逆有償²⁹となるか等、製品と廃棄物の関係はそれぞれの製品により大きく異なるものであり、それぞれの性格を十分考慮の上、民間と公的機関の役割分担を行うことが必要である。

(2) 静脈産業の飛躍的な生産性向上と資源の効率的な循環の形成

上にも述べたように、循環型経済社会は究極的には資源やエネルギーを労働や技術の投入で置き換えていくものであり、それらの生産性や効率を飛躍的に上げていかなければ循環型経済社会を築きながら経済の持続的成長を実現していくことは困難である。したがって、規制改革や構造改革あるいはITの活用等で経済全体の効率を高めるとともに、静脈産業と関連分野における生産性や効率を引上げることが極めて重要である。

1) 静脈産業の飛躍的な生産性向上

静脈産業の飛躍的な生産性向上を実現する上では、最適な物質循環の範囲、廃棄物移動に伴う新たな環境負荷、既存の動脈産業基盤や都市・商機能との関係等を考慮した広域的な観点からの産業立地、施設配置と産業基盤整備、新規参入の促進や優良企業育成の

²⁹ 逆有償とは、市場で値がつかない場合に、業者にお金を払って引き取ってもらうことをいう。

工夫、廃棄物中継施設の効率性向上等を通じた効率的な静脈物流の形成、当該産業の業者の大部分が零細であることを踏まえ、規模の経済等が発揮される場合の事業者間の連携や統合による経営基盤強化への取組に対する支援、人材育成のための大学における循環型経済社会の形成に関連する分野の教育研究の充実に向けた取り組み、静脈技術開発への支援と循環資源市場の整備による潜在する優れた静脈技術の顕在化等の取組が非常に重要である。

2) 資源の効率的な循環の形成

以上の取組に加え、循環資源が市場において効率的に循環するためには、次のことが必要である。

製造メーカーが、あらかじめ廃棄物になった場合の処理工程を考慮した製品等の設計・製造を行う。このため、基本的には、市場メカニズムを通じて、環境配慮型製品の製造が競争力の強化をもたらすとインセンティブ付与が重要である。また、環境配慮型製品の設計等に関する情報が、廃棄物処理・リサイクル事業者に十分伝わるとともに、処理事業者等が行う処理・リサイクル工程に関する情報が製造メーカーに十分伝わる仕組みを作ることが必要である。

廃棄物が中間処理のプラント等に効率的な形で投入されるように、収集の段階で効率的に収集されることが必要である。このため、生活の中での分別を推進するとともに、地方公共団体と民間業者との間の役割分担を図る。この場合、地方公共団体が、住民からの収集依頼の受付等の一般廃棄物の収集に係る情報の管理を行い、実行は民間業者が行うという手法も考えられる。

中間処理による部品や素材の再生工程をできるだけ大型化し、効率化を図る。このため、廃棄物処理・運搬業の許可の広域化を図るための制度の活用、PFI方式の活用、地方公共団体の枠組みを超えた広がりでのインフラ整備等を推進する。

再生された部品及び素材が安定的に購入されるためには、それらが製品の製造者に戻るといった同業者間でのクローズド・マテリアル・リサイクルが有効である。このため、産官学連携プロジェクトを実施し、関連した技術開発支援等を推進する。

(3) 市場のグリーン化

消費者の環境に配慮した製品やサービスを購入しようという動きを受けて、企業等による自主的な環境保全努力が開始されている。これらを定量的・客観的に情報化し、市場で適切に評価される仕組みを構築する必要がある。これにより、市場のグリーン化が進むと見込まれる。

このため、製品LCAや環境会計等の研究・普及を図るとともに、公開される情報が正しく評価されるよう市民教育の拡充を図ることが重要である。なお、この場合、廃棄物に対する倫理的理解の促進という観点から、低年齢層からの普及・啓発が必要である。

また、静脈産業について、廃棄物処理という極めて重要な分野に対し、国民全体がポジティブなイメージを持てるよう、循環型経済社会に対する理解を促すキャンペーンも重要である。

さらに、再生品の需要拡大という観点から、公共機関等によるグリーン購入や、再生品の公共分野での使用を推進し、「よび水」的な需要を図る。

(4) I Tの活用

これまで述べてきた最終処分状況を確認するための排出者と処理事業者間での情報確認、地域別の廃棄物の需給状況等に係る情報のネットワーク化、地方公共団体による廃棄物収集に係る情報管理、環境に配慮した製品やサービスに係る定量的・客観的な情報提供、インターネットによる廃棄物処理業者の情報公開・共有化等は、効率的な循環資源市場を形成するための大きな課題であり、I Tの活用が重要となっている。

(5)循環資源に係るデータの整備

循環資源に関するデータは社会的に極めて重要なインフラであるが、現状では相当不足しているとともに、整理、集積が不十分である。このため、一定以上の規模を有する事業者による循環資源に係る排出量、種類の報告等による、全国的、体系的なデータの整理、公開が必要である。

(6)システムの普及と検証

今後とも、循環資源の回収・再生のためのシステムが、様々な形で実行されていくと見込まれるが、ライフスタイルを環境保全型に見直し、国民を挙げて環境保全に取り組むことが極めて重要である。循環型の経済社会を構築していくということは、消費者、事業者にとっても非常に大きな努力が求められることが避けられない。したがって、新しいシステムがそういう努力によって成り立っているということが、国民一人一人に理解され支援されることが不可欠である。

前述したように、静脈産業が効率的に機能し、資源が円滑に循環するためには、多くの課題を解決していかなければならず、それぞれのシステムの実施後も、関係者による評価を行い、問題があればシステムを迅速に修正していくことが必要である。

第3章：安心でき活力ある高齢社会の構築

今後、本格的な高齢化が進行する中で、安心でき活力のある、暮らして楽しい高齢社会を構築していくためには、年金、医療、介護等の社会保障の面で人口の動態に対応できる安定して効率的な制度を構築していくとともに、これまで潜在的な能力を十分に生かせる環境が整備されていなかった高齢者と女性が意欲と能力に応じて働き、社会参加できるようなシステムを構築することで、高齢者はもちろんのこと人々が楽しく暮らせると同時に、高齢化による社会的負担の軽減にも資するようしていくことが重要である。これから数年のうちに労働力人口と全体の人口規模の減少が実際に始まることになるが、そうなる前に、安心でき活力ある高齢社会構築への道筋を確固たるものにしていく必要がある。

・安心でき、かつ効率的な社会保障制度の構築に向けた総合的検討

高齢化の進行等を踏まえ、将来世代の過重な負担を回避するとともに確実な給付を約束し、安心して信頼できる年金制度の構築を目指して、今般、国民年金法等の改正が行われたところであるが、引き続き、年金制度に関する諸問題を含め社会保障制度が将来にわたり安定した効率的なものとなるよう、年金、医療、介護などを総合的にとらえて検討することが必要である。その際、これからの人口の動態や女性・高齢者の労働力率、経済成長等の多元的な要素を総合的に勘案した持続性のある諸制度のあり方や世代間負担のあり方について国民的コンセンサスを形成し、国民にとって安心と納得のできるシステムを早急に確立していく必要がある。

また、本年4月からスタートした介護保険制度は、高齢者介護の分野において、従来の行政がサービス内容を決定して社会福祉法人等を通じて要介護者に提供するという措置制度から、利用者が必要なサービスの内容と提供者を選択するという新しい制度への転換を行うものであり、新しい高齢者福祉システムのスタートといえるものである。以下に述べるように、高齢者介護は高齢社会の「安心」の大きな柱であり、効率的な高齢者福祉システム実現のためにも、早急に新しい介護保険制度を定着させ、介護ビジネスを推進していく必要がある。

・介護保険制度の定着と介護ビジネスの推進

1. 介護保険制度の定着と介護ビジネスの推進に当たっての基本的考え方
- (1) 要介護状態となっても極力自宅で自立した日常生活を送りたいという高齢者の願いと、ともに暮らす家族を支えるために社会的な支援が必要となっており、在宅介護への対応に重点を置きながら、高齢者介護サービスを必要に応じて適切かつ十分に受けられる仕組みを整えることは、これからの高齢社会における「安心」の大きな柱となる。

- (2)こうした要請に応じてスタートした介護保険制度により、利用者である要介護者が一定の条件の下でサービスを選択し、民間事業者も含めた供給側がサービスの質を競い合う市場が成立したことになる。さらに、民間事業者も含めた供給側が、介護保険給付対象サービス（以下「公的介護サービス」という。）に付加して、多様な介護関連サービスを提供し競争することにより大きな介護サービス市場として機能するものと考えられる。
- (3)今後の高齢化の進行から、関連サービスも含めた介護サービス市場の全体としての規模はかなり大きいものになることが予想され、市場を整備して介護ビジネスを推進することは、高齢社会における「安心」を確保しながら経済の持続的成長を実現することにつながるものである。公的介護サービスが要介護者を社会的に支援する核として呼び水的に機能することで、それを補完する介護関連ビジネスが、バリアフリー住宅、生活支援雑貨、福祉機器、家事代行など多様な形態で安定的に成長し、公的介護サービスの規模を上回る新たな市場を形成するものと考えられる。
- (4)したがって、全体として介護サービス市場を大きく育てていくためにも、まず公的介護サービスを円滑に機能させ、定着させていく必要があり、介護保険制度立上げ時の混乱を最小限に抑えつつ、公的介護サービスを中心とした介護サービス提供体制の整備を進めることが緊急の課題である。そのためにも、在宅介護サービス市場の民間事業者への開放など新たに採られた措置の効果を最大限に生かすために必要な条件を整備することが重要である。
- (5)また、介護保険法の施行により、専門家による効率的な介護が一般化し、それまで介護に縛られていた家族労働力を解放するとともに、介護を理由とした離職を防止し、今後の少子高齢化による労働力減少の下で希少となる労働力の創出と所得の拡大につながることも期待される。
- (6)なお、活力があり、また、楽しい高齢社会を形成する上で、高齢者介護の問題に関して重要なことは、健康で元気な高齢者を増やし、要介護の状況に陥る高齢者の数を減らすことであることから、この観点に立って調査研究等を行い、必要な施策を講じていくことが求められる。これに伴って、高齢者の健康を維持、増進するためのビジネスが大きく育っていくことも期待される。

2．介護サービス市場の展望

(1)公的介護サービスの見通し

- 1)今後の公的介護サービスに対する需要については、平成 11 年 12 月に策定された「今後 5 か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン 21）」が見込んでいるように、今

後数年間は在宅サービスを中心に急速に増加することが確実である³⁰。ただし、このトレンドを所与のものとして、長期的には、上述したように健康で元気な高齢者を増やし、要介護の状況に陥る高齢者の数を減らすよう努めることが重要である。

- 2) 公的介護サービスは保険者である市町村の判断で給付上限の拡大や対象サービスの拡大（特別給付）が可能であり、制度が定着するのに伴い、地域のニーズに基づき今後増加することも考えられる。また、給付の上限を超える部分は全額本人負担であるが、私的保険である生命保険や損害保険の介護保険の自己負担部分等を保障する商品の普及等により、さらなる需要増も考えられる。
- 3) 一方、介護保険施行前においては、公的介護サービスの担い手は主として市町村と社会福祉法人に委ねられていたことから、在宅介護についても、民間の介護サービス提供は市場の面からも担い手の面からも十分なものとなっていなかった。今後は、営利企業やNPO等多様なサービス提供主体が参入することが期待されるが、介護はサービスの継続性が重要であることから、サービス事業者の撤退等の場合においてもサービスが途切れることのないよう、地域における連携体制の確保も含め、サービス提供体制の整備に努める必要がある。
- 4) なお、現在民間事業者の参入が認められていない施設介護については、新規事業者の参入促進と事業の多様化による経営の安定の観点からは参入を認めることが望ましいが、事業者の撤退等の場合には、入所者に不測の事態を招くこととなり、多大の社会的なコストを要することから、この問題の解決方法を含めて早急に検討を進め、結論を得る必要がある。

(2) 介護関連ビジネスの見通し

- 1) 介護関連ビジネスのうち移送サービスや寝具乾燥消毒サービスや在宅配食サービス等については、市町村の独自事業として開始された経緯等もあり、公的介護サービスの特別給付または一般予算事業として行われる一方、民間事業者が行う事業への需要も波及効果として伸びることが予想される。
- 2) また、介護保険法の施行にあわせて、生命保険や家電メーカー、住宅メーカー等関連業界では、介護サービスの需要増による本業へのシナジー効果を期待して介護サービスに参入、または民間介護サービス業者と提携する動きが出ている。
- 3) 以上のような介護に近接する直接的なサービスにとどまらず、介護関連ビジネスにおいては、着脱のしやすい衣服など高齢者が使いやすい生活用品の販売、新たな福祉機器の

³⁰ ゴールドプラン 21 では、平成 16 年度における公的介護サービスの提供見込量を、一定の前提条件の下で、ホームヘルパー 35 万人、訪問看護ステーション 9,900 ヶ所などと試算している。

開発、日用品の買物など各種の家事代行など様々な商品の開発も行われており、今後介護関連ビジネスは一層多様化していくものと考えられる。介護関連ビジネスは、高齢者にやさしい街づくりや上述の健康管理・予防まで広げると公的介護サービスの規模に比べても遥かに大きな市場となる可能性があり、核としての公的サービスとともに、高齢者介護についての安心を社会的に支えていくことが期待される³¹。

4)さらに、地域に根差したNPOにおいては、設立の理念を生かし、創意工夫を凝らした個性あふれる関連サービスを提供することが期待され、介護関連ビジネスとともに公的介護サービスを補完して、要介護者の生活を潤いのあるものにしていくものと考えられる。

(3) I T の応用への期待

1)老人福祉を中心に行われてきた介護サービスは「情報化」が遅れていたが、近年では、地域におけるサービス利用者に係る情報の共有化や提供されるサービスの利用者に対する情報提供など地域内での情報化も進められつつある。また、特別養護老人ホーム等の施設内での入所者処遇管理システムなども開発されつつある。

2)介護保険制度における要介護者とサービス事業者間の連絡調整等、各種サービスのコーディネート役が期待される介護支援専門員（ケアマネージャー）は、給付管理票や介護給付費請求書等の作成も行うこととされている。このような事務的作業についてI Tを活用し事務の省力化を図ることで、要介護者のフォローやサービス事業者についての情報収集に充てる時間を増やすことが可能になる。

3)現在、各産業分野においてI Tを取り入れたイノベーションが急速に進みつつあるが、介護関連ビジネスにおいても、以下のような事業が実用化されつつあり、労働集約的な介護サービスの現場においても生産性の向上に向けた取組が始まっている。

(例)ア．インターネットを活用した介護報酬請求書作成事務の効率化

イ．各介護ヘルパーに携帯端末を持たせることでその稼働状態を把握するシステム

ウ．介護サービスを受ける高齢者の体温、血圧等の健康データを通信回線等で訪問看護ステーション等に送信し集積する健康管理システム

4)PHSシステムを活用した徘徊老人の探索・保護システム、通信技術を応用した遠隔医療システム等、介護の周辺分野においてもI Tの応用が進められつつある。

³¹ ニッセイ基礎研究所の推計によると、2000年に8.4兆円の規模である介護関連市場が、2020年には19.5兆円に成長するとしている。また、産業構造審議会総合部会21世紀経済産業政策検討小委員会では、2025年の高齢社会産業（レジャー、家事代行サービス、健康づくり、在宅介護ビジネス等）の市場規模を112～155兆円程度と展望している。（「21世紀経済産業政策の課題と展望～競争力ある多参加社会の形成に向けて～」(2000年3月)）

5)既存のITの応用から要介護高齢者等によるインターネットを用いた注文、配達等が考えられるが、今後、高齢者のみの世帯のさらなる増加が見込まれる中、IT革新の成果により、例えば24時間対応の遠隔型健康監視システムの実現など大きな可能性を秘めており、IT革新とその介護分野への応用が期待される。

3. 介護サービス市場整備の政策課題

今後の高齢社会において、生活に安心を与えるためには、要介護状態になった際に、核としての公的介護サービスが家庭生活を支援できる体制を整えるとともに、さらに要介護者の希望に応じて介護関連の各種サービスを利用できるようにすることが重要である。

こうした介護関連サービスは核となる公的介護サービスに付加されることにより、家庭における介護をより快適なものにしていくものであり、価格競争に基づく市場メカニズムを中心にサービスが提供されることになる。

この介護関連サービス市場を成長させていくためには、公的介護保険制度を順調に運営し、公的介護サービスへの信頼性を高めていく必要がある、高齢者介護サービスを適切かつ十分に受けられる体制の整備を図ることが求められる。また、サービスの量的な整備とともに質の確保が重要であり、制度の運用状況等を踏まえつつ、要介護者に選択の余地が少ない場合におけるサービスの質の確保のあり方について検討することも必要と考えられる。

介護保険法施行前には、サービスの供給不足などを懸念する報道もあったが、「保険あって介護なし」の状態に陥らないように、需要と供給が適切にマッチングできるようサービス提供体制の整備に積極的に取り組んでいく必要がある。

その際には、労働集約的な介護サービスが次のような特性を有していることに十分留意し、効率とサービスの質とをバランスさせることが重要である。

- ア．サービス評価において、利用者の主観が強く働き、評価結果における個人差が大きく、また、サービスの技術面よりも感情面が評価される傾向があること。
- イ．訪問系の在宅介護サービスの場合、サービス提供者はその世帯の家族構成、生活の様子等を把握できるので、プライバシーの保護も課題となること。
- ウ．サービスの需要者が日常生活上、介護サービスを利用せざるを得ないという立場から、提供されるサービスについて異議を唱えにくい場合等もあることから、消費者保護の面からもサービスの適切な実施を確保する必要があること。
- エ．要介護者の生命・健康に関わるサービスであり、かつ、その提供が第三者の目の届きにくい場所で行われることもあることから、サービス提供者には一定の知識や技術に加え、高い倫理性が求められること。

(1) 介護要員の確保

措置制度下の介護サービスはサービス提供者間の競争がなかったが、新制度下においては、サービス提供者は市場において、サービスを選択する利用者の量的・質的ニーズに応えるという競争下に置かれる。したがって、介護サービスに参入する事業者がホームヘル

パーなどの良質な人材を確保できるようにすることがサービス提供体制の整備を図る上で最も大きな課題である。

そのために、

ア．対人サービスという介護の特性にかんがみ、サービスの質の向上を念頭に、ホームヘルパー等介護要員の養成課程の充実と関係者による自主的な職業倫理規程の作成

イ．早朝、深夜における在宅介護サービスの普及等の状況を踏まえ、夜勤等を行う介護要員の負担を過剰なものにしない観点に立った魅力ある職場づくり

・適切な職員処遇の確保、職場環境の整備

・保育サービスの提供・充実など介護要員の就労支援

等の措置を積極的に講じる必要がある。

(2)利用者本位の仕組みの整備

公的介護サービスについては、行政による措置制度から契約によるサービス購入の制度に移行する中、多様なサービス提供主体が参入することで、介護サービスの質が問題になることも想定されるため、要介護者が適切に介護サービスを選択し、利用できるための環境づくりを進める必要がある。

ケアプランの作成とその適切な遂行を管理することが期待されるケアマネージャーについては、今後、その中立・公正性を確保し、利用者の立場に立った業務がなされるようその機能を強化していく必要がある。ケアマネージャーが主体的に活動することで、消費者である要介護者のニーズの汲み上げ、介護サービス事業者におけるケアプランの実施状況の把握、さらには事業者のサービスの質を見極めた上での利用者への客観的な情報提供が可能になることから、要介護者にサービスが選択される介護保険の仕組みと相まって、事業者間の競争が促進されることが期待される。

さらに、以下の項目については、介護保険制度の円滑な運営を推進する観点から、弱い立場にある介護サービス利用者が不利益を蒙ることなく、安心して各種の介護サービスを利用できる環境を作り上げることが、老後の安心を与え、制度運営の安定にも資すると考えられるので、早急に仕組みを確立し、適切な実施を確保することが求められる。

ア．利用者の選択に資するような介護サービスを公平に評価する仕組み

イ．利用者が自分自身のニーズに合った介護サービスを選択するための公的機関等による情報提供の仕組み

ウ．利用者の苦情等に適切に対応し、事業者に対し適切な対処を促す仕組み

エ．提供されるサービス内容等を利用者に書面交付する仕組み

(3)新規参入促進のための事業者への支援

介護保険制度の円滑な運営にはサービス提供体制の確保が必要であるが、法施行前においては民間事業者の介護サービスへの参入の余地が乏しかったため、十分な事業者が育成されているとは言えない。このため、早急に民間事業者の新規参入を促進する必要があり、様々な支援体制を講じていく必要がある。

そのために、

ア．事業者に対する介護サービスを展開する上で参考になる情報の提供

イ．民間事業者に対する公的機関による資金的な支援

ウ．新規参入マニュアルの普及等新規参入希望者に対する相談、援助

等の措置を積極的に講じる必要がある。

特に、事業者の参入が期待できない離島等については、在宅介護サービスの確保を図るため、給付の特例制度を活用することによりNPO等の参入を推進する必要がある。

． 少子高齢・人口減少社会における高齢者と女性の能力発揮システムの構築

1． 基本的考え方

(1)これからの我が国経済社会においては、年齢・性別にかかわらず個人が意欲と能力に応じて社会に参画していく条件を整備していくことが重要である。

(2)また、今後、我が国においては、2000年から2015年までに65歳以上の人口は約1000万人増加し、総人口の約4人に1人が65歳以上の高齢者になることが見込まれる。そうした中で、労働力人口は2005年ごろをピークに減少していくとともに、労働力の高齢化が大幅に進むと見込まれている。このような少子高齢・人口減少社会の中で我が国経済が持続的に発展していくためにも、働く意欲と能力のある高齢者と女性がその能力を積極的に発揮し、様々な形で社会に貢献していくというシステムに抜本的に変えていく必要がある。

(3)さらに、働く意欲と能力のある高齢者と女性の能力が最大限に発揮できる環境を整備していくことは、結果的には総人口の中で働く人の割合を高めることになり、高齢化のもたらす我が国経済への負担の軽減に資することにつながる。高齢化が急速に進行する中で労働力人口が減少に転じる前に、こうした方向での新しい能力発揮システムが有効に機能するようにしておくことが望まれる。

2． 今後の方向性

今後の方向としては、上記の基本的考え方に沿って、1)働く意欲と能力のある高齢者が、個人の能力を十分に発揮できるよう、「年齢にとらわれず社会で活躍することのできる能力発揮システム」を確立すること、2)今後、ピラミッド型人口構成を前提とした従来の年功賃金・処遇制度を伴った長期継続雇用システムの維持が困難となり、一つの企業による長期的な雇用保障から労働移動を前提として社会全体で雇用を確保していくシステムへと移行することが必要と見込まれることから、「生涯にわたって能力を高めながら円滑な労働移動が図れる能力発揮システム」を確立すること、さらに、3)働く意欲と能力のある女性が「性別にとらわれず社会で活躍することのできる能力発揮システム」を確立することである。

3． 能力発揮システムの構築に向けての方策

(1)年齢にとらわれない高齢者の能力発揮

意欲と能力のある高齢者が雇用を始めとして様々な形態により社会に参加し、年齢に関わりなく能力を活かすことのできる仕組みを構築していくことが必要である。

高齢者雇用の現状をみると、60歳以上定年制が法制化されているものの、65歳までの希望者全員の雇用を確保する制度を有する企業は約2割に止まっている。今後、2001年度以降に年金の支給開始年齢が引上げられることを考えると、働く意欲と能力のある高齢者に

ついて定年の引上げ、継続雇用制度の導入等により何らかの形で65歳までの雇用の確保が図られるとともに、離職した場合であっても高齢者の再就職が円滑に促進されるよう努めていく必要がある。また、長期継続雇用等特定の雇用システムを有利とする制度を中立的なものに見直していく必要がある。

さらに、高齢期になれば、就業意識が多様化するとともに、体力面でも個人差が大きくなることから、短時間勤務や隔日勤務を希望したり、在宅勤務を希望するなど多様な働き方を希望する労働者が増加してくることを踏まえ、高齢者に対してフルタイム、パートタイム、任意就業といった様々な雇用・就業機会やテレワーク等の高齢者の体力に適した作業形態や勤務形態を提供していくことが必要である。このため、ミレニアム・プロジェクト等において勤務・作業形態のあり方等を解明するため、高齢者の作業適性・高齢者対応機器の設計のための調査や体力等の測定を行うとともに、実際の現場における職場環境の改善や高齢者が安全で健康に働くことのできる職場のあり方、高齢者の能力開発のあり方についても研究を行い、高齢者に適した職域の開発等雇用機会の確保を行っていくことが重要である。この場合、年齢にとらわれずに働くという観点や職業生涯で培った能力を高齢期においても発揮していくという観点からは、高齢者の起業・創業やNPO・ボランティアへの参画も一つの形態であり、一層の支援が求められる。

また、実際に高齢者が、通勤し、生活し、社会参加することを容易にするためには、「歩いて暮らせる街づくり」の推進や歩行空間、公共空間のバリアフリー化の徹底とあわせて、音声等により高齢者に目的の施設までの経路を誘導するなどIT技術を活用した歩行者等へのバリアフリー情報の提供により、高齢者が活動しやすい街づくりを推進することもあわせて必要である。

このように、65歳までの安定した雇用の機会の確保を図るとともに、様々な形態での高齢者の就業や社会参加ができる環境を整えることにより、70歳程度まで働くことを選べる社会を実現することも可能となろう。

(2) エンployアビリティーの向上と労働移動しやすい労働市場の整備

少子高齢化の進行や経済構造の変化により、従来の年功賃金・処遇制度を前提とした長期雇用システムの維持が困難となり、一つの企業による雇用保障が困難となることが予想される。したがって、今後、高齢期においても意欲と能力を十分に発揮することができるようにするためには、生涯にわたる労働者の主体的な職業能力の開発、向上を積極的に支援し、エンployアビリティー（就業能力）の向上を図るとともに、労働移動しやすい労働市場を整備することにより、高齢期に至る前から労働者が多様な選択ができる仕組みを構築していくことが求められる。

1) 情報提供機能の強化

産業構造の変化や情報化の進展等による業務内容の変化や個人の就業意識や就業形態の多様化等により労働市場が構造的に変化する状況においては、労働市場におけるミスマッチの解消が円滑な労働移動のための重要な課題となる。

このため、職業紹介事業や労働者派遣事業による労働力の適切な調整機能の確保を図るとともに、インターネット等を利用した情報提供・職業紹介は、求人・求職活動に伴うコ

ストを低下させるとともに、労働市場の範囲を拡大し、ミスマッチの解消に大きな役割を果たすことが期待されることから、求職者の個人情報の保護等に配慮しつつ、官民ともにインターネット等を通じた情報提供を積極的に行っていくとともに、職業紹介事業におけるインターネットの活用について検討を行っていく必要がある。

なお、特に高齢者への情報提供に当たっては、フルタイム、パートタイム等様々な雇用・就業機会を提供できるよう高齢者の特性やニーズに配慮したきめ細かな対応が重要である。

2)能力開発

これまで、長期雇用を前提として企業内で OJT を中心とした能力開発を行い、職業生涯を通じてその企業に貢献していくという長期間で賃金と貢献度をバランスさせる制度が一般的であったが、少子高齢化や経済構造の変化が進展すると、雇用者全員に対して長期雇用を維持することが困難となり、中途採用等の多様な雇用形態により企業の求める人材を確保することが増えていくことが予想される。

その結果、企業において長期的視野に立って従業員全員に対して能力開発を行うことが、従来に比べて減少していく可能性がある。このような状況の下では、労働者が企業外でも通用する能力を開発し、エンプロイアビリティを向上させていくことが重要となるため、教育訓練給付制度の充実や貸付制度の効果的な活用についての検討等により労働者が生涯にわたって主体的に職業能力の開発、向上に取り組むことに対する支援を拡充していくことが重要である。

また、ミレニウム・プロジェクトの成果等を踏まえ、高齢者の特性に配慮した効果的な職業能力開発を行っていくことが必要である。

3)個人の能力が適正に評価されるようなルールづくりを含めた労働市場の整備

今後、労働移動が増加していくことが見込まれるが、労働市場が円滑に機能するためには、年齢や性にかかわらず個人の能力が適正に評価される労働市場を整備していく必要がある。

このため、今後、性差別禁止に向けた取組を一層推進するとともに、募集、採用時の年齢制限のような年齢による一律な取扱いを抜本的に改めるため、年齢差別禁止という考え方についても、個人の能力、貢献度に応じた賃金・処遇等年齢にとらわれずに働く社会実現の前提条件や様々な制度に与える影響を考慮しつつ検討していくことが求められる。

なお、労働移動の活発化により、今後、失業の頻度が従来よりも高まる可能性があることから、今後の労働移動におけるセーフティネットのあり方等について検討していくことが重要である。

(3)男女共同参画の推進

これからは、性別にかかわらず働く意欲と能力のある者が社会に参画していくことが重要であり、男女とも仕事と家庭の両立を容易にするような雇用環境を整備していくことが必要である。

そのためには、まず、家庭や職場における固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正を図ることが求められる。このような観点から、家事や子育てへの男女共同参画に

向けての広報・啓発を推進するとともに、仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様かつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業の普及・定着を図る必要がある。

また、男女とも育児・介護休業が取りやすく、職場に復帰しやすい環境の整備、職場の風土の改革を図ることが重要である。併せて、育児・介護休業を取得せずに働き続けようとする労働者や、育児・介護休業から復帰した労働者の働き方として、在宅勤務等の柔軟な勤務形態や、育児・介護に配慮した勤務時間の短縮等多様な選択肢を認めていき、男女ともに仕事と家庭の両立が図れるよう支援していくことが必要である。また、出産・育児や家族の介護のためにいったん離職した労働者であっても能力を活かして円滑に再就職ができるよう、各種の学習機会や情報の提供を行っていくことが必要である。

さらに、子育てをしながら働く労働者に対し、多様な保育サービスの整備等を推進するとともに、パートタイム労働については、子育て期間の女性も含めてライフスタイル等に応じた選択が可能となるよう就業の実態、フルタイム労働者との均衡等を考慮したパートタイム労働者の適正な労働条件の確保等を図る必要がある。

この他、企業の人事管理の能力主義への変更とともに性別にとらわれない人材活用が不可欠となっており、男女労働者が均等な機会及び待遇によりそれぞれの能力を発揮していくことが重要であることから、男女雇用機会均等法の趣旨・目的の積極的な周知を行うとともに、個別紛争が生じた場合には、同法の規定に沿って紛争の迅速かつ円滑な解決を図る必要がある。

また、女性の活用の状況を客観的に把握し、男女の活用状況にアンバランスがある場合には、男女の事実上の格差を解消するための企業の積極的な取り組み（ポジティブアクション）を促進していくことが重要である。

なお、女性の就業を始めとする個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度を構築していくため、社会保障や税等の諸制度・慣行について、総合的に検討する必要がある。

第2部：「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」の推進状況と今後の課題

21世紀を目前にして、従来の規格大量生産型社会から多様な知恵の時代への大きな潮流の変化の中で、構造改革を推進し日本の経済社会システムの転換を進めていくため、政府は、昨年7月の経済審議会答申「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」(以下「あるべき姿」)を閣議決定し、21世紀初頭の「経済社会のあるべき姿」を実現するための施策に積極的に取り組んできている。

こうした政府の取組の成果を「あるべき姿」の政策方針(以下「政策方針」)で示された、多様な知恵の社会の形成、 少子・高齢社会、人口減少への備え、 環境との調和、世界秩序への取り組み、 政府の役割、の5つの分野に則してみると、

第一に、規制改革の広範な分野における進展とその効果の発現がみられること、
第二に、少子・高齢社会に向けた、公的年金制度の改革、介護保険制度の導入など制度改革が進められていること、

第三に、循環型社会の構築に向けた、広範な法制度の整備が行われていること、
第四に、世界秩序への取組として、アジア諸国の経済回復への支援と、国際金融資本市場の安定化に向けた政策対応がなされ、大きな成果をあげたこと、

第五に、平成13年1月に控えた中央省庁等改革など、行政改革への取組が進められていること、
等があげられる。

これまでの規制改革について、主要な分野をみると、情報通信分野では、規制緩和により料金の低廉化が進むとともに、携帯電話の普及率が爆発的に高まるなど、その効果は国民の生活に深く浸透してきている。運輸分野では、需給調整規制の段階的廃止等により、新規参入が促進されるとともに、運賃設定の多様化が進み、利用者の選択の幅が広がってきている。また、金融分野では、日本版ビッグバンを目指したいわゆる金融システム改革法等により、資産運用手段の多様化、資産流動化の促進、株式売買委託手数料の自由化等が進み、金融機関が魅力あるサービスを提供できるとともに、利用者も資金の調達・運用における選択の多様化が図られてきている。さらに、労働分野では、有料職業紹介事業の取扱職業、労働者派遣事業の対象業務のネガティブリスト化等を通じて、経済社会情勢の変化に対応した効果的な労働力需給調整機能が強化されてきている。

このように、構造改革は、「あるべき姿」の実現に向けての様々な取組の中で着実に進められてきているが、その一方で、急速な環境変化や将来を展望したとき、まだまだ取り組むべき課題が多く残されている。以下では、「政策方針」に基づき、「あるべき姿」策定後から現在まで、政府により採られた施策の進捗状況について、主要なものを概観するとともに、残された政策課題について政府に対し積極的な取組を求めることとしたい。

第1章：多様な知恵の社会の形成

1．市場と事業環境の整備

(1)透明で公正な市場と消費者主権の確立

- 1) 日本の市場を透明で公正なものとするとともに、自己責任原則の下で、消費者の市場における自由な選択が財・サービスの生産等に適切に反映されるという消費者主権の確立に資するため、以下のような施策が進められている。

規制改革については、行政改革推進本部の下に設置された規制改革委員会（平成 11 年 4 月規制緩和委員会から名称変更）の議論を基に、平成 10 年 3 月に「規制緩和推進 3 か年計画」が閣議決定され、翌平成 11 年 3 月に改定が行われた。改定計画で決定された 917 事項のうち、734 事項（約 80%）が既に実行に移されている（平成 11 年 10 月現在）。さらに、平成 12 年 3 月に再改定が行われ、ストック・オプション制度の改善、電子商取引等の基盤づくり等 351 事項が新たに盛り込まれた。

「政策方針」では、「物流、情報通信の分野について、21 世紀初頭において世界の最先端を行く効率的で魅力的な事業環境を整備するための包括的な改革方策について早急に検討を行い、明確なスケジュールの下に施策を実施する」こととしたところであり、第一部で提言した IT 革命の戦略的推進に沿って、物流、情報通信の分野で世界の最先端を行く事業環境の整備を進めていくことが必要である。なお、電気通信審議会においては「21 世紀における高度情報通信社会の在り方と行政が果たすべき役割最終答申」（平成 12 年 3 月）がとりまとめられた。

行政の事後チェック型への転換に関連して、消費者・事業者双方の自己責任に基づいた経済活動を促すための公正で明確なルールを確立することが必要である。そのため、消費者と事業者との間の情報、交渉力の格差にかんがみ、その契約に係る紛争の公正かつ円滑な解決に資するため、消費者契約法が制定された（平成 13 年 4 月施行）。また、金融サービスの利用者保護を図る観点から、金融商品の販売業者の顧客に対する説明義務と、これに違反した場合の損害賠償責任等について定める、金融商品の販売等に関する法律が制定された（平成 13 年 4 月施行）。このほか、私人による独占禁止法違反行為（不公正な取引方法に係るもの）に対する差止請求の制度を導入するための独占禁止法の改正が行われた（平成 13 年 1 月 6 日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。

- 2) 今後、規制改革について、「規制緩和推進 3 か年計画」等に基づき、引き続きその推進を強力に図るとともに、客観性を高めるために規制に関する各種分野における政策評価を適切に実施していくことが必要である。また、事後チェック型行政への転換に伴い確立されるルールの実効性を確保するため、司法が果たす役割の重要性の増大に対応した法曹人口の増員等の諸課題についても、司法制度改革審議会等において引き続き検討を進めていく必要がある。なお、裁判外での紛争処理機能の役割に対する期待に対応して、その充実・強化を図るほか、消費者教育の推進、情報提供の体制整備等を行う。さらに、

新設された私人による独占禁止法違反行為に対する差止請求制度が活用されるよう、環境整備を進めていく必要がある。

(2)魅力ある事業環境の整備

- 1) 日本の市場を国際的にみて魅力あるものとする観点から、商法の改正による株式交換・株式移転制度の整備（平成 11 年 10 月施行）及び産業活力再生特別措置法の制定（平成 11 年 9 月施行）による分社化等事業再構築を容易にするための制度整備が進められた。また、中小企業を中心とした企業の円滑な事業再建を目指した民事再生法が制定（平成 12 年 4 月施行）されたところであり、今後、本制度の活用が期待される。さらに、会社分割制度の整備のための商法改正（平成 12 年 5 月公布）が行われたところであり、これに係る税制については、政府税制調査会において、その具体的な検討が行われている。

以上のように、企業が機動的かつ柔軟に諸活動に取り組める事業環境が整備されつつある。今後は、時代の急速な変化に的確に対応できるよう、株主総会等会社の機関のあり方、会社の情報の適切な開示のあり方等を含む適切なコーポレート・ガバナンスのあり方について検討し、所要の措置を講ずる必要がある。

- 2) 創業・起業を促進する観点から、中小企業基本法が改正（平成 11 年 12 月施行）され、「創業の促進」及び「創造的な事業活動の促進」が中小企業政策の基本的施策として位置付けられたほか、経済新生対策（平成 11 年 11 月経済対策閣僚会議決定）に基づき、中小企業への資金供給の円滑化・多様化のための措置、ワンストップサービス型のきめ細かな経営支援体制の整備のための措置等が講じられている。また、東証におけるマザーズ、大証におけるナスダック・ジャパン市場の開設等ベンチャー向け証券市場が整備されつつある。店頭登録市場や未公開株式市場においても、市場活性化に向けた取組が進められており、将来性のある企業が成長するための環境整備が図られてきている。

ベンチャー企業など 21 世紀を担う成長企業に対する円滑な人材供給は引き続き極めて重要であることから、起業家精神の醸成に向け、産業界と学校の人的交流の一層の促進、インターンシップの促進、能力開発の支援等、創業・起業を円滑に行える環境整備を進めていくことが必要である。また、創業者、起業者及び中小企業者が、他企業、研究機関、専門家等の外部経営資源との連携により経営課題を解決するため、めぐり合いが円滑に行われるような仕組み（コーディネーション・ネットワーク）を引き続き整備していくことが重要である。

(3)個人がより自由に選択したり挑戦できる環境の整備

- 1) 経済社会の構造的変化に伴い雇用慣行が変わりつつある我が国においては、個人が自らのキャリア形成等において、生涯にわたり、性別にとらわれることなく、その個性と

能力を十分に発揮することのできる環境を整備することが必要である。

労働移動に対応した外部労働市場の整備を図るため、労働者派遣法及び職業安定法が改正（平成 11 年 12 月施行）された。これにより、労働者派遣事業の対象業務や有料職業紹介事業の取扱職業の範囲が拡大され、民間による労働力需給調整機能の強化が図られることとなった。また、労働移動により中立的な新たな年金制度を創設するため、確定拠出年金法案が第 147 国会に提出された³²。

さらに、事業活動の中軸にある労働者が、個々の創造的な能力を一層発揮することができるよう、労働基準法が改正され、企画業務型裁量労働制が導入（平成 12 年 4 月施行）されるとともに、個人の幅広い能力開発への取組を支援するため、教育訓練給付制度の対象講座の拡大及び大学院等の高等教育機関への対象範囲の拡大や、社会人入学者も利用できる奨学金制度の充実が図られた。

男女間に事実上生じている格差を是正し、女性労働者が能力を十分に発揮することのできる環境整備を行う企業の取り組み（ポジティブ・アクション）が促進されており、引き続き、男女の均等な機会及び待遇の確保に努めることが重要である。

- 2) 上記のように、雇用労働分野の環境整備は進捗をみせているが、今後は、法制度等の適切な運用により、円滑に実施されていくことが必要である。さらに、個人の意欲や能力が公正に評価され、適正な処遇を受けることができるよう、より自由に選択したり挑戦できる環境の整備のための施策について検討を進めることが重要である。

2．多様な人材の育成と科学技術の振興

(1)教育の充実

- 1) 個性と創造性に富んだ人材を育成するためには特色ある教育が行われるとともに多様な選択ができる教育システムの構築が求められる。このため、特色ある教育を推進する観点から、小学校から高等学校段階において以下のような施策が進められている。

中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を図る中高一貫教育について、中高一貫教育推進会議や中高一貫教育実践研究事業等の施策により中高一貫教育校の設置の促進が図られるとともに、公立小・中学校の通学区の弾力的な運用について市町村教育委員会がより多様な工夫が行えるよう新たな事例集の作成など、多様な学校選択機会の拡大に向けた取組が進められている。学校教育における社会人の活用を促進するため、教育職員免許法が改正（平成 12 年 3 月）され、特別免許状（専門的な知識・技能を有する者に授与される免許状）を持つ社会人が普通免許状を取得できる制度を創設するなど特色ある教育を推進するための施策が行われている。

³² 確定拠出年金法案は、衆議院解散により、廃案となった。

「全国子どもプラン」が推進され、自然体験活動等の機会の充実を図るなど地域で子どもを育てる環境の整備が図られている。

- 2) このほか、グローバル化とネットワーク社会に対応できる人材を育成するため、新学習指導要領（小・中学校は平成 14 年度、高等学校は平成 15 年度より実施）において、中・高等学校では外国語が必修教科と位置付けられ、新設される「総合的な学習の時間」の中で、小学校から外国語会話等を取り入れることができるようにされるとともに、中学校の「技術・家庭」で「情報とコンピュータ」が必修とされ、高等学校の新教科として「情報」が創設された。また、ミレニアム・プロジェクト（新しい千年紀プロジェクト）における、「教育の情報化」プロジェクトとして、2005 年度を目標に、全ての小中高등학교等からインターネットにアクセスでき、全ての学級のあらゆる授業において教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境の整備が進められている。

なお、21 世紀の日本を担う創造性の高い人材の育成を目指し、教育の基本に遡って幅広く今後の教育のあり方について検討するため、教育改革国民会議が開催されている。

(2)外国人労働者の受入れによる多様性と活力の確保

- 1) グローバル化が進展する中で、異なる文化的背景を持つ人々の交流は我が国経済社会の活性化に資するものである。特に、社会のニーズに対応した多様かつ高度な専門性を有する人材の確保は重要な課題であり、こうした観点を踏まえて、以下のような施策が進められている。

外国人の出入国管理に関する基本方針である第 2 次出入国管理基本計画が策定（平成 12 年 3 月）され、我が国社会が必要とする外国人労働者の円滑な受入れや研修制度及び技能実習制度の適正かつ円滑な推進と一層の充実等を図ることとされた。また、外国人の申請負担の軽減を図るため、最長の在留期間が「1 年」とされているほとんどの就労目的の在留資格の最長の在留期間を「3 年」とし、最短期間が「6 月」から「1 年」とされた。

さらに、21 世紀初頭における 10 万人の留学生受入れを目標に、国費留学生受入れの計画的整備や私費留学生への援助の充実、留学生宿舍の整備等留学生の受入れのための施策が引き続き、総合的に推進されている。

- 2) 今後も IT 技術者を始めとして、必要性が高まることが予想される専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に進めるための方策を推進する。

また、在留資格及び在留資格に関する審査基準によって規定される外国人労働者を受け入れる範囲については、今後も日本の経済社会の状況変化に対応して見直していくことが必要であり、現行の在留資格に該当する職種等を見直したり、場合によっては、日本の産業及び国民生活に与える影響その他事情を勘案しつつ、雇用情勢の悪化など日本の労働市場の状況を反映して的確かつ機動的に入国者数の調節ができるような受入れのあり方について検討する必要がある。

(3) 科学技術の振興

- 1) 科学技術は、将来の発展の基盤であるとともに、地球環境問題や高齢化問題等、内外の諸課題に対応していくために極めて重要な役割を果たすものであり、その振興を積極的に図っていく必要がある。

現在、科学技術基本計画（平成 8～12 年度）に沿った施策が進められており、国の研究開発投資が拡充され、また、研究者の任期付任用制の導入やポストドクター等 1 万人支援計画の推進などにより、科学技術の活動が活性化された。

具体的な研究開発については、IT やバイオテクノロジーに関する研究開発など様々な取組が行われており、特に、平成 12 年度からは、「ミレニアム・プロジェクト」として、今後の我が国経済社会にとって重要性や緊要性の高い、情報化、高齢化、環境対応の 3 つの分野について、技術革新を中心とした産学官共同プロジェクトが、最長平成 17 年度までの達成目標をそれぞれ設定した上で、開始されている。

- 2) 今後は、科学技術創造立国として知識の創造と活用により世界から尊敬される国、安心・安全で快適な生活ができる国、国際競争力があり持続的な発展ができる国を目指すことが重要である。そのために、情報通信革命や生命科学の目覚ましい発展、社会と科学技術の関係の深化等の状況を踏まえつつ、世界水準の成果を更に多く生み出していくとともに、分かりやすい目標を掲げて資源の重点配分を進めていくことが課題である。こうした課題について、科学技術会議において、平成 13 年度以降の次期科学技術基本計画の検討が開始されている。

- 3) また、「政策方針」では、「これまで日本経済にとって大きな役割を果たしてきた「ものづくり」についても、その重要性を改めて認識すべきである。これまで蓄積されてきた技術、ノウハウを継承・発展させていくために、ものづくり基盤技術振興基本計画を策定し、ものづくり基盤技術に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」としたところである。

平成 11 年 12 月より、内閣総理大臣主宰の「ものづくり懇談会」が開催され、本年 5 月には、提言がとりまとめられたことも踏まえ、現在進められている「ものづくり基盤技術基本計画」を早期策定し、ものづくりに関する施策を更に強力に推進していく必要がある。

3. 多様な知恵の社会における地域経済と社会資本

- (1) 「小さな大都市」構想（ゆとりの「空間」とゆとりの「時間」の街づくり）

大都市において、生活空間の良質化と拡大を図り、ゆとりの「空間」を確保するとともに、それらの近接化・複合化と高度な交通・情報通信インフラを介したネットワーク化を進め、移動時間の短縮等により、ゆとりの「時間」を確保することが重要である。

- 1) 住空間の良質化と拡大を図る観点から、住宅金融公庫融資制度、良質なファミリー向

け賃貸住宅を供給する特定優良賃貸住宅制度や高齢者の安全で安定した居住の確保を図る高齢者向け優良賃貸住宅制度等が拡充されるとともに、契約で定めた期間の満了により、契約の更新がなく借家契約が終了する定期借家権が、新たに導入された（平成 12 年 3 月施行）。また、歩行空間、公共空間については、「経済新生対策」において、電線類地中化約 3,000 km を平成 15 年度までに実施することとされた。加えて、幅の広い歩道の整備、歩道の段差・傾斜・勾配の改善、街灯の設置等の各種事業を総合的かつ重点的に実施する歩行空間ネットワーク総合整備事業が創設された。

- 2) 既成市街地の再編を推進し、計画的な土地の有効高度利用と用途複合等を通じて、様々な生活空間の良質化、拡大とこれらの近接化、複合化（様々な高度な都市機能のコンパクトな集積）を図る観点から、「歩いて暮らせる街づくり」構想が推進されることとなった（第 2 章 4 . (1) 参照）。また、

工場跡地等の有効活用を推進するため、用途地域の変更に先立って幅広い用途を許容する用途変更先導型再開発地区計画制度の創設、

都市計画のマスタープランの充実、未利用容積を他の敷地で有効活用する特例容積率適用区域制度の創設等を内容とする都市計画法及び建築基準法の改正（平成 12 年 5 月公布）

良質な市街地住宅の供給と公共施設の整備等を総合的に行う住宅市街地整備総合支援事業等の拡充や各種事業手法を的確に組み合わせ、先行的・先導的都市基盤の整備、拠点形成、防災構造化を総合的に推進する都市再生推進事業の創設等の措置が講じられた。

- 3) ネットワーク化を通じて、多様で迅速な人流・物流・情報交流を実現するため、三大都市圏において、通過するだけの交通を排除し、都心へ流入する交通を適切に分散・導入する環状道路等の整備、テレワーク・SOHOを支援するための施設整備等が推進されることとなった。

今後とも、これらの施策の推進・拡充を通じて、様々な高度な都市機能がコンパクトに集積し、ネットワーク化された「小さな大都市」構想を推進していくことが必要である。

(2)独自の産業・文化を持つ地域づくり

- 1)地方都市の自立的発展を支えるため、地域間連携を図りつつ、独自の産業、文化を持つ地域づくりを進めることが重要である。

「経済新生対策」においては、中小企業を地域経済の基盤的存在として振興するため、中小企業基本法の改正による中小企業政策の理念の転換、資金供給の円滑化・多様化や人材・技術・情報等経営資源の確保の円滑化を図ることとされた。また、地域経済の動向にも十分配慮しつつ、地域の活性化に役立つ社会資本整備を進めることとされ

た。

さらに、商業等地域密着型産業の振興については、福祉・文化等の公益施設の立地や共同住宅等の立地、商店街の集約・再編等を促進する都市再生区画整理事業の創設等を通じ、中心市街地の活性化が一層推進されることとなった。また、新しい地域密着型産業として期待される介護関連事業への民間事業者の参入促進を図るため、事業者に対する情報提供体制の整備等が行われている。

地域資源の有効活用による地域独自の産業の創出については、販路開拓支援、人材育成のための支援等の地場産業振興対策や、産地の製造協同組合等が実施する需要開拓事業や人材確保育成事業等への支援等の伝統的工艺品産業対策が推進されている。

また、地域間連携を進めるため、高規格幹線道路・地域高規格道路等の幹線道路ネットワークの整備、整備新幹線の整備と新幹線直通運転化事業調査の実施、広域的な地域情報通信ネットワークの整備等が推進されることとなった。

- 2) 今後とも、地域資源の有効活用、地域からの情報発信能力の向上等により、地域独自の産業を創出し、その競争力の強化を図る施策の推進・拡充を通じ、地域が日本経済全体を牽引していくような状況を生み出していくことが望まれる。

(3) 中山間地域・離島等の活性化

中山間地域・離島等の活性化に係る具体的な施策として、UJIターン者を対象とした住宅用地の整備や、福祉・医療施設、ケーブルテレビ施設の整備等による住環境・生活基盤の整備、基幹的産業である農林水産業を効率化するための生産施設・基盤の整備、周遊観光ルートの整備による観光産業の振興、グリーンツーリズムを中心とする都市との交流等が進められている。

さらに、平成 11 年 7 月に公布された食料・農業・農村基本法において中山間地域等の振興が規定されたことにより、平成 12 年度から農業生産条件に関する不利を補正するための直接支払いが導入された。これは、関係施策との連携を図りつつ農業生産活動等の維持を通じて中山間地域等における多面的機能の確保を図るための重要な施策であり、今後はその効果を適切に把握・評価していくことが必要である。

(4) 多様な知恵の社会を支える社会資本整備

- 1) 「政策方針」で掲げた、21 世紀における「多様な知恵の先進国」を目指すため、以下のような施策が進められている。

情報通信ネットワークの形成については、無利子・低利融資、税支援等により光ファイバ網の整備が促進された。また、道路管理用光ファイバ等の収容空間として情報BOXの整備が推進されるとともに、河川、下水道管理用光ファイバネットワークの整備と当該管路の民間通信事業者等への開放が進められている。

技術開発については、「光化技術」、「ギガビットネットワーク技術等の超高速ネットワーク技術」、「グローバルマルチメディア移動体衛星通信技術」、「電子透かし技

術」、「電子マネー等の伝送に資する通信の安全・信頼性向上技術」、「不正アクセス発信源追跡技術」、「情報収集エージェント技術」等の次世代インターネットに関する研究開発や高度衛星放送システムの研究開発が実施されている。

電子政府の実現については、2003年度までに、民間と政府相互の行政手続を、インターネットを利用しペーパーレスで行える電子政府の基盤を構築するため、認証基盤の構築、共通基盤技術開発、申請・届出等手続の電子化、地方公共団体のネットワーク整備の促進等の施策が行われている。ワンストップサービスの推進については、地方公共団体と連携して、郵便局におけるワンストップ行政サービスの実証実験や住民票の写し等の自動交付機の試行設置が進められている。また、ETC（ノンストップ自動料金収受システム）UTMS（新交通管理システム）等のインフラ整備の推進とともに、走行支援システム等のITSの研究開発等が総合的に進められているほか、ITS、AIS（海のITS）等の情報化技術を活用し、海陸一貫物流情報システムが開発される予定となっている。

新東京国際空港については、2,500mの平行滑走路の早期供用を目指しつつ、当面の暫定的措置として2,180mの滑走路整備が推進されているところであり、関西国際空港については、2007年の平行滑走路供用開始を目指し、2期事業が推進されているところである。中部国際空港については、2005年の開港を目指し、所要の手続を経て、現地工事に着手する予定である。また、空港アクセス鉄道への補助制度が創設されたほか、国際拠点へのアクセス強化に資する道路整備が推進されている。

港湾については、港湾法の改正による国の負担率、補助率の見直し等のほか、物流コストの削減を図るため、中枢・中核国際港湾における整備が重点的に進められるとともに、多目的国際ターミナルの拠点的・重点的整備が進められた。また、内航海運とトラック輸送の連携による複合一貫輸送を促進し、物流の効率化を図るため、港湾、道路など複合一貫輸送に係るインフラ整備が重点的に実施されている。

また、国際都市として遜色のない文化施設等の整備のため、国立美術展示施設、国立博物館等の整備等が進められている。

- 2) 以上のような取組により、さらに21世紀における「多様な知恵の先進国」を支えるスマートインフラ等の社会資本整備について、積極的に取り組んでいくことが必要である。

また、近年のインターネットの爆発的な普及に伴い、インターネット通信料金に係る定額制や低廉な料金へのニーズが高くなっている。今後の電気通信市場の成長ポテンシャルは大きく、インターネットの更なる普及のためには、一般家庭で、低廉な料金水準でインターネットが自由に使えることが重要であり、従来の電話線を活用するDSL（デジタル加入者回線）や無線による接続、CATV、衛星など次々に現れる多様な技術の速やかな導入を促進していくことが必要である。

情報通信技術を活用した行政サービスの向上への要請はますます高まっている。政府においては、行政手続に係る国民負担の軽減、許認可等の審査、処理の迅速化等の観点から、上に掲げた諸施策を一層強力に推進するとともに、ワンストップサービスの実現に必要な国の行政機関、地方公共団体等を通ずる公的部門のネットワークの構築等、公

共分野の情報化に積極的に取り組んでいく必要がある。

4．首都機能移転の検討

国会等移転審議会から、3年間、31回の審議を踏まえ、首都機能移転の歴史的意義、移転先候補地の選定、首都機能の移転先となる新都市のあり方、首都機能移転の意義・効果等、移転先候補地において配慮すべき事項について、平成11年12月20日に内閣総理大臣に対し答申が行われた。同答申は、翌21日に、内閣総理大臣より、国会に報告された。

今後は、国会を中心に、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて、移転について検討されることとなる。首都機能移転は、国民の意識や価値観に密接に関わるとともに、21世紀における我が国の政治、経済、文化等のあり方に大きな影響を与えるものであり、国民の間で議論が進み、広範な合意形成が図られることが不可欠である。これに向け、政府においても国会の審議等が円滑に進められるよう積極的に協力していく必要がある。

第2章：少子・高齢社会、人口減少社会への備え

我が国の人口は、まもなく頭打ちから減少に転じ、我が国は、本格的な少子・高齢社会、人口減少社会を迎えることになる。仮に、今後人口減少のテンポが高まり、際立った技術革新も生じない場合には、労働力人口の減少、貯蓄率の低下など、経済成長を抑制するような要因が働きやすい社会となることが予想される。加えて、労働力人口一人当たりで現在よりも多くの高齢者を支えなければならず、将来世代の負担は今よりも重くなる可能性がある。このような人口減少によるマイナスの影響を最小限に抑えつつ、社会資本整備のゆとり、資本装備率の向上、能力発揮機会の増加等のプラスの影響を最大限に引き出すためには、人口変動に対応した経済社会システムづくりを進めるとともに、生産性の向上に向け構造改革を進めていくことが急務となっている。

以上のような長期的な状況を視野に入れながら、「あるべき姿」で想定された経済発展の軌道にスムーズに移行していくためには、変化への対応を可能とする経済社会の構造改革を進めるとともに、情報技術（IT）に代表されるような新しい技術を積極的に活用することにより、現在の自律的回復に向けた動きを中長期的な経済成長につなげていくことが重要である。

1. 安心でき、かつ効率的な社会保障

(1) 公的年金

公的年金を将来にわたり安定して運営できる制度とするためには人口構成の変化や給付水準等を考慮して、長期的な視野に立って制度を設計する必要がある。近年の少子化の進行、経済基調の変化という状況の中で、将来世代の過重な負担を回避するとともに確実な給付を約束し、安心して信頼できる年金制度の構築を目指すため、厚生年金の支給開始年齢を65歳に改めること等を内容とした国民年金法等の改正（平成12年3月）が行われた。今後とも、現在各方面から指摘されている年金制度に関する諸問題について、幅広い議論を積み重ねていく必要がある。

(2) 高齢者医療と介護

1) 高齢化の進行に伴い深刻化しつつある高齢者介護の問題に対処し、これを社会的に支える仕組みとして、介護保険制度が創設され、本年4月から実施されている。

また、平成11年12月には、地域の高齢者保健福祉水準の向上を図るための施策の大きな方向性を示すために、今後取り組むべき具体的施策、平成16年度における介護サービス提供の見込み量等を定めた「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）」が策定された。

さらに、医療保険制度等の安定的運営を確保し、併せて給付と負担の公平等を図るため、老人の一部負担の定率化、高額療養費の見直し、健康保険の保険料率の上限の見直し、老人に係る薬剤一部負担金の廃止等の措置を講じることを内容とする健康保険法等

の改正案が第 147 国会に提出（平成 12 年 2 月）された³³。

- 2) 介護保険法の施行により、従来の措置制度による老人福祉と、老人医療に分かれていた高齢者介護が、個々の利用者が民間事業者等を含めた多様な提供主体により提供されるサービスを選択し契約する制度に変わった。第一部において検討したように、この制度変更により高齢者介護に市場の要素が強まったこともあり、公的介護サービスを核として、広く介護関連ビジネスが大きな市場として発展することが期待される。介護関係サービスの供給について、特に、利用者保護の観点から、それぞれの事業の性格に応じ、サービスの質、事業の継続性・安定性の確保などを十分考慮しつつ、多様な提供主体の参入を図る必要がある。医療については、平成 12 年 3 月に国会に提出された医療法等の改正案において、病院等が広告できる事項として診療録等に係る情報の提供に関する項目が追加されたところであるが、利用者による適切な選択ができるよう、引き続き広告規制の緩和を図る必要がある³⁴。

(3) 社会保障構造の在り方

社会保障制度が将来にわたり安定した効率的なものとなるよう、年金、医療、介護など総合的に、かつ、給付と負担を一体的にとらえて検討するために、「社会保障構造の在り方について考える有識者会議」が開催されている。

2. 年齢にとらわれない経済社会

少子高齢化による労働力の高齢化や厚生年金の支給開始年齢の上げが行われる状況を展望すると、当面 60 歳前半層の高齢者の雇用機会の創出は重要な課題であり、65 歳までの雇用機会の確保が求められる。

そのため、高年齢者雇用安定法が改正（平成 12 年 10 月施行）され、定年の上げ、継続雇用制度の導入等による 65 歳までの安定した雇用の確保を図るための必要な措置を事業主が講ずることを促進することとされている。

「政策方針」においては、「今後、個人の能力、貢献度に応じた賃金・処遇制度の普及状況を踏まえながら、高齢者の雇用促進の観点から、年齢差別禁止という考え方について、定年制と比較し、検討していくことが求められる。その検討をも踏まえ、高齢者雇用対策を推進する」としたところである。定年制が高齢者の雇用の維持、確保等の機能を有しているという側面を踏まえつつ、働く意欲と能力のある限り年齢にかかわらず働きつづけることのできる社会の実現の観点から、年齢差別の禁止という考え方についても、個人の能力、貢献度に応じた賃金・処遇等年齢にとらわれずに働く社会実現の前提条件や様々な制度に与える影響を考慮しつつ検討を深める必要がある。

³³、³⁴ 健康保険法等の改正案及び医療法等の改正案は、衆議院解散により、廃案となった。

3. リカレント型のライフコース³⁵

リカレント型のライフコース実現に向け、大学院設置基準の改正による修士課程の修業年限の弾力化（平成 11 年 9 月施行）や放送大学大学院の設置（平成 14 年 4 月学生受入れ予定）に向けた準備の推進等による生涯学習環境の構築が進められている。今後とも、大学院等における学習機会の活用等により社会で個人が自己実現できるような環境を整えていくことが必要である。なお、平成 11 年 11 月より第 5 期生涯学習審議会において、新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について審議が行われ、中間報告がとりまとめられた（平成 12 年 6 月）。

4. 少子・高齢社会における街づくり

(1) 歩いて暮らせる街づくり

生活の諸機能がコンパクトに集合し身近に就業場所のあるバリアフリーの街において、幅広い世代が交流し、助け合うことなどを通じ、身近な場所での充実した生活を可能とするとともに、これからの本格的な少子・高齢社会に対応した安心、安全でゆとりのある生活を実現するため、「歩いて暮らせる街づくり」関係省庁連絡会議が設置され、経済新生対策（平成 11 年 11 月）をも踏まえ、「歩いて暮らせる街づくり」が積極的に推進されることとなった。

「歩いて暮らせる街づくり」構想は、生活の諸機能がコンパクトに集合した暮らしやすい街づくり、安全・快適で歩いて楽しいバリアフリーの街づくり、街中に誰もが住める街づくり、住民との協働作業による持続性のある街づくり、を総合的に実現しようとするものであり、優れた取組が行われる地区で実施される事業等に対して重点的な支援を行うこととしている。

また、先導的な「歩いて暮らせる街づくり」への取組を早期に着手・実現するために、地方公共団体への公募により選定された全国 20 箇所の地区において、モデルプロジェクトを実施することとしている。

今後、モデルプロジェクトの結果の取りまとめと、一般への公表、情報提供等を通じて、「歩いて暮らせる街づくり」を全国で推進していく必要がある。

(2) 少子・高齢社会にふさわしい社会資本

1) 高齢者等が安心して快適に生活できるよう、社会資本整備について以下のような施策が進められている。

公共施設や情報機器等のユニバーサルデザイン³⁶化について、高齢者・障害者向けの

³⁵ 「リカレント型のライフコース」とは、「学校教育」を人々の生涯にわたって分散させることにより、生涯にわたり様々なライフコースを選択できるようになることであり、その本来の意味は、「職業上必要な知識・技術」を修得するために、フルタイムの就学とフルタイムの就職を繰り返すことである。我が国では、一般的にこの概念を諸外国より広くとらえ、働きながら学ぶ場合、心の豊かさや生きがいのために学ぶ場合及び学校以外の場で学ぶ場合もこれに含めている。

³⁶ すべての人が使えるようにデザインするという考え方。

通信・放送サービス充実研究開発への助成や高齢社会における情報通信の在り方、支援に関する研究、福祉支援情報通信システムの開発・展開等情報バリアフリー環境の整備に向けた取組が行われている。また、平成10年5月、ISOの総会にて、我が国の提案により高齢者・障害者のニーズに適合した製品及び環境の設計方法について検討するワーキンググループが設置され、我が国が議長国となり、平成11年度中に3回開催された。現在、高齢者・障害者のガイド等について検討が進められている。公共施設のバリアフリー化について、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定（平成12年5月公布）されるとともに、官庁施設、バス、鉄道駅、歩行空間、公園緑地等のバリアフリー化に係る税財制措置が講じられた。

今後は特に、乗降客数が一定規模以上の旅客施設等を中心としてその周辺に病院、福祉施設、官公庁施設等がある地区において、旅客施設、道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。

防災性の向上のため、防災拠点や防災公園等の整備、市街地再開発事業、土砂災害対策の推進等が行われるとともに、これと連携した避難路、緊急輸送路の確保等が行われている。

- 2) また、豊かで活力ある社会を実現するためには、経済社会全体の効率（生産性）を高めることが重要である。そのため、移動時間の短縮や物流の効率化に資するよう、バイパス・環状道路の整備、交差点の立体化や踏切除却等による渋滞ボトルネック100箇所の解消、鉄道等公共交通機関の整備、鉄道駅等交通結節点における駅前広場の整備、自由通路、アクセス道路等の整備、情報提供システム等の整備を行うことによる乗継ぎの利便性の向上等が推進されるとともに、オフピーク通勤の推進強化のための対策の検討が開始されており、引き続き、交通円滑化のための総合的な対策を進める必要がある。

さらに、これらを通じて、地域間の連携・交流を促進し、諸機能の分担、相互補完を図る必要がある。

5. 少子化への対応

- 1) 結婚や出産は個人の選択であるが、固定的な性別役割分業や雇用慣行の是正、職場や地域における仕事と育児との両立支援など、個人が望む選択ができるような環境整備を行っていくことが必要である。こうした観点から、「政策方針」において、「少子化に対応するための基本的な方針を策定する」としたところである。

今後の施策の適切かつ効果的な推進を図るため、「少子化への対応を考える有識者会議」の提言（平成10年12月）の趣旨を踏まえ、中長期的な総合的な少子化対策の方針として、固定的な性別役割分業や雇用慣行の是正等の基本的な施策を示した「少子化対策推進基本方針」（平成11年12月少子化対策関係閣僚会議決定）が策定されるとともに、「基本方針」に基づく重点施策の具体的実施計画として、関係大臣の合意により、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定された。さらに、児童手当法が改正（平成12年5月）され、児童手当の給付対象が拡大さ

れた。

- 2) 今後は、「新エンゼルプラン」に掲げられた施策を着実に実施していくことが必要である。特に、育児と就業の両立を図るため、地域の特性に応じた保育サービスの充実及び利用者のニーズに応じた保育サービスの多様化と質の向上並びに雇用環境の整備を図る必要がある。

第3章：環境との調和

1．循環型経済社会の構築

環境との調和を保ちながら持続的経済発展を達成するためには、循環型経済社会を構築することが緊急の課題であり、そのための行動基盤として循環型社会形成推進基本法を始めとする各種法制度等の整備・充実³⁷、環境負荷の定量的情報を表示する環境ラベルや環境コスト把握の精緻化・内部化の研究、インターネットを活用した環境会計実施支援システムの開発等が行われている。

循環型経済社会を構築するための技術基盤の形成については、LCA手法の調査・研究開発、工場建設の環境負荷低減手法の確立に係る基礎調査、海運・鉄道を活用した家電リサイクル品輸送システムの開発等が行われている。また、一般廃棄物の低コスト溶融技術や環境負荷を低減する新材料、建設廃棄物やOA機器等の解体・分別技術の研究開発等への支援、建設副産物や木質系廃棄物等の有機性資源のリサイクル用途・製品等の研究・開発等への支援及びこれらの有効活用に資する各種整備が行われている。このほか、中央環境審議会、生活環境審議会、産業構造審議会等においても、廃棄物の排出抑制やリサイクル推進の観点から所要の検討が進められている。

今後、効率的な形で循環型社会を構築していくためには、第一部で検討したように、循環資源に係る適正な市場を整備し、優良な静脈産業を育成することが重要であり、そのための施策を推進していくことが重要である。

2．地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応

(1) 国際的枠組み作りと途上国への技術支援等

我が国は、地球環境保全に関する国際交渉に積極的に参画してきている。特に地球温暖化対策については、気候変動枠組み条約第5回締約国会議（COP5：99年（平成11年）10～11月）において、京都議定書の発効に必要なルールや手続に関し、第6回締約国会議（COP6：2000年（平成12年）11月）で結論を得ることが閣僚レベルで確認され、今後はそのための取組を強化することで意見が一致した。今後の課題としては、引き続き地球環境に関する国際的な取組を強化するとともに、地球温暖化対策については京都議定書を遅くとも2002年（平成14年）までに発効できるよう国際社会に対して働きかけていく必要がある。

なお、開発途上国に対しては、環境分野の政府開発援助が積極的に実施されるとともに、

³⁷ 第147国会で、以下の法律が制定又は改正された。

- ・循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日（一部平成13年1月6日）から施行）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（改正）（平成12年10月1日（一部平成12年6月2日及び平成13年4月1日）から施行）
- ・資源の有効利用の促進に関する法律（改正）（平成13年4月1日から施行）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年6月7日から起算して1年を超えない範囲内において政令（未公布）で定める日から施行される予定）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日から起算して6月（一部1年及び2年）を超えない範囲内において政令（未公布）で定める日から施行される予定）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成13年1月6日（一部平成13年4月1日）から施行）

政府開発援助をはじめ、海外において行われる事業等の実施に際しては、適切かつ効果的な環境配慮が行われている。

(2) 国内的な取組み

京都議定書に定められた我が国の温室効果ガス排出削減目標に向けて、省エネルギー対策の推進等が実施されているところであり、引き続き、各分野における省エネルギー対策等を推進し、併せて新エネルギー等の開発・導入を推進するとともに、原子力についての安全性の確保を前提に、国民の理解を得つつ、その開発及び利用を進める必要がある。

地球温暖化対策については、我が国として、2002年までの京都議定書発効を目指し、関係国による議定書締結を可能なものとするため、COP6に向けた国際交渉に臨んでいるところであり、国際交渉の進捗状況も踏まえつつ、締結に必要な国内制度に総力で取り組む必要がある。

また、平成11年末の政府税制調査会答申において、汚染者負担の原則を基本としつつ、環境施策全体を視野に入れた幅広い観点から環境関連税制の検討を行うとされた。今後、環境施策全体を視野に入れたより効率的な対策の実施に向け、規制的措置、自主的取組、経済的措置など幅広い観点から、総合的な検討を行う必要がある。

(3) 環境にやさしい安全な持続的発展社会を支える社会資本

環境にやさしい持続的発展社会を築くため、関係省庁の連絡会議において「健全な水循環系構築に向けて（中間とりまとめ）」がまとめられるなど、健全な水循環系の構築が進められるとともに、積極的なアメニティの確保や生物生息空間の整備・保全など、道路、河川、港湾、海岸、土地改良施設等の環境の整備が推進されている。

また、国土保全事業として、森林防災機能強化や流域水防災対策等の治山・治水事業等が推進されるとともに、道路防災対策が重点的に実施されている。

さらに、大気汚染や騒音などの沿道環境を改善するための道路整備等が推進され、沿道に居住する人々の生活環境の保全が図られている。

第4章：世界秩序への取組み

1．世界経済のルールづくりへの取組み

(1) WTO 交渉における働きかけ

我が国は、グローバリゼーションの進展に貢献し、その利点を最大限享受していくため、第3回 WTO 閣僚会議に向けた準備過程並びに同閣僚会議(1999年(平成11年)11~12月、シアトルにて開催)において、包括的な多国間投資ルールの策定、競争に関する国際的枠組みの形成、知的所有権の一層の保護と国際的制度調和、を含む包括的交渉の立上げを主張し、2000年(平成12年)からの新ラウンド開始に向けた各国のコンセンサス作りに積極的に努めてきている。また、電子商取引に関しては、分野横断的な議論の再開を主張してきている。

第3回 WTO 閣僚会議では、交渉分野の範囲を巡る各国の対立や交渉の進め方に対する開発途上国の不信等により、閣僚宣言の取りまとめには至らなかったが、今後とも、多角的自由貿易体制を維持・強化するべく、主要国間の率直な対話と協力等を通じ、包括的なラウンド交渉の早期立上げに向けて努力していく必要がある。同時に2000年(平成12年)年初より開始された農業交渉及びサービス貿易交渉に適切に対処していくことが重要である。

(2) 国際金融資本市場におけるルールづくり

国際的な通貨危機を予防し得る安定的な国際通貨金融システムの確立に向け、IMF 改革に関し外部評価機関による経済調整プログラムの妥当性評価の導入検討や、通貨・金融危機の未然防止を目的とする予防的クレジットラインの適用条件見直し等、広範な分野において改革に向けた取組が進められている。G7(2000年(平成12年)1月)において、融資制度の包括的な見直しを含む IMF 機能の強化に向けた協力の継続について合意がなされており、IMF のいわゆる「最後の貸し手」機能の維持・強化や手続の透明性の向上等が引き続き重要な課題となっている。

また、資本の大量かつ急激な流出入等によりもたらされたアジア通貨危機の経験等を踏まえ、国際通貨金融システムの安定性向上の観点から、G7 諸国や国際金融機関等により構成される金融安定化フォーラムにおいて、ヘッジファンド等高レバレッジ機関の取引相手である金融機関側のリスク管理強化、高レバレッジ機関自身のディスクロージャーの向上や直接規制の可能性等について、様々な角度から検討が進められ、提言が行われている。

国際金融資本市場のグローバル化が進展するなか、今後とも、国際通貨金融危機を予防、解決し得る安定的な国際通貨金融システムの確立に向けた努力を継続していく必要がある。

2．アジア地域の中での役割

1997年(平成9年)7月にタイに端を発したアジア通貨・金融危機の影響により、1998年(平成10年)は多くのアジア各国・地域で景気が大きく後退した。しかし、通貨・金融危機の発生から3年近く経過し、アジア経済には回復の動きが広がってきている。

我が国は、「アジア経済再生ミッション」(1999年(平成11年)8~9月、団長：奥田日経連会長)の報告を踏まえた「東アジアの人材の育成と交流の強化のためのプラン」(小淵

プラン)をASEAN+日中韓首脳会議(1999年(平成11年)11月)において表明するとともに、「経済構造改革支援のための特別円借款」の対象国及び対象分野の拡大や、ASEAN+日中韓経済大臣会合の開催等を通じて、アジア地域の持続的な成長に向けた支援を行っている。

また、最も近い隣国であり経済発展段階が比較的近い韓国との間で日韓投資協定締結に向けた本交渉、自由貿易協定に関する研究機関間の共同研究が実施されたほか、シンガポールとの間でも自由貿易協定に関する産学官での検討が行われるなど、二国間において貿易・投資の自由化やこれを含む経済関係深化に向けた枠組みの検討が進められている。

今後とも、WTO等の多国間の枠組みを補完するものとして、APECをはじめとする地域協力や、二国間の経済面の環境整備を進め、ポゴール宣言等の実現やアジア域内の連携推進に向けて先導的な役割を果たしていく必要がある。

一方、我が国が「アジア通貨危機支援に関する新構想」(新宮澤構想)に基づき用意した総額300億ドルの資金支援スキームの下、中長期・短期合わせて210億ドルの支援策が表明され、順次資金支援が実施されるなど、アジア諸国の経済回復の支援、国際金融資本市場の安定化が図られてきている。

また、アジア域内における危機予防体制整備の観点から、マニラ・フレームワークに基づく域内サーベイランスにおける意見交換に加え、いわゆるアジア通貨基金構想が、中期的に考えていくアイデアの一つとして国際会議等の場で議題とされた。さらに、ASEAN+日中韓蔵相会議(2000年(平成12年)5月)において、ASEANスワップアレンジメントを全てのASEAN加盟国を含むよう拡大するとともに、ASEAN、中国、日本及び韓国の間で二国間のスワップ及びレポ取極のネットワークを構築することが合意された。今後とも、アジアの通貨・金融危機防止のため、域内における緊密な連携、機動的な支援体制の確立が重要な課題である。

なお、民間部門による円建て取引拡大の可能性の検討等、円の国際化の一層の推進に必要な政策等について調査・研究が進められているところであり、引き続き円の国際通貨としての役割強化に向けた取組を推進する必要がある。

3. 「世界の知的活動拠点」の形成

従来の規格大量生産型の経済社会から多様な知恵の時代にふさわしい経済社会への移行、IT革命によるネットワーク型社会の形成、グローバル化の進展といった歴史的潮流変化の下で、世界の経済社会情勢の変化や進歩のスピードに対応し、我が国の経済的・文化的・知的豊かさの増進や世界への貢献を実現していくためには、得意分野で世界に発信し、世界から最新の知恵・情報を牽引すること、すなわち、「知恵・情報の創造・受発信において世界の中核の一つとなること」が不可欠である。

このような「世界の知的活動拠点」は、<新しい知恵の創造による魅力あるコンテンツの創出 世界への情報発信と世界からの人材や情報の牽引 知的交流の促進 さらなる新しい知恵の創造による魅力あるコンテンツの創出>の好循環により形成される。

したがって、「世界の知的活動拠点」を形成するためには、

魅力あるコンテンツの創出

世界への情報発信

知的交流の促進

のための環境整備を推進していかねばならない。これらに関し、現在、大学の組織運営の活性化、産学官の連携の推進、創業・ベンチャーの支援、情報通信の高度化、情報教育や英語教育の充実、外国人研究者や留学生の受入れ促進等の施策が講じられているところである。今後、別添（62～65ページ参照）のような視点に立った施策を推進するとともに、これらについて、さらに幅広い検討を進めた上で、政府として「世界の知的活動拠点」を形成するための包括的なプログラムの策定に取り組む必要がある。

なお、現在政府が進めているインターネット博覧会（第一部参照）は、世界の知的活動拠点の形成に向けた基盤づくりに大きく貢献するものであり、こうした観点からも積極的に推進していく必要がある。

4．国際経済協力のあり方

国際経済協力のあり方については、世界経済情勢の変化を踏まえ、ソフト面の充実・強化、実施段階でのモニタリングや事後評価の充実及びその情報の国民に対する分かりやすい積極的な開示・提供、多様な主体による役割分担等の観点から、様々な施策が採られてきている。

また、上記の観点を踏まえ、「政策方針」では、「開発途上国経済を巡る中長期動向について考察を深めるとともに、国際経済協力に関わる多様な主体による役割分担・連携に配慮しつつ、21世紀における国際経済協力の展望を明らかにする」こととしたところであり、現在、そのための基礎調査等が行われているところである。

なお、透明性・効率性の向上を図るため、関係省庁の連携の下、「政府開発援助に関する中期政策」が平成11年8月に策定された。

第5章：政府の役割

1．行政の効率化と財政再建

(1)組織の簡素化と事業効率の向上

1) 21世紀にふさわしい行政組織を構築するためには、その機能、責任領域の見直しを行い、国の行政の効率化を推進することが必要である。そのため、中央省庁を平成13年より現在の1府22省庁から1府12省庁とし、128の官房・局の上限を96に、約1200ある課室を1000程度に削減することとなったほか、独立行政法人の導入、審議会等の整理が同時に行われる。これにより、業務を減量化していくことが重要である。

また、公共サービスの効率的、効果的な提供を可能とするため、費用対効果分析を含めた総合的な事業評価を充実する必要があるが、平成12年度予算については、新規事業6,020について、費用対効果分析を含んだ新規事業採択時評価が実施された。また、継続事業1,795については、再評価が実施され、その結果47事業については中止・休止等にする事とされた。さらに、事業完了後の事業評価については、一部の事業については平成11年度より試行的に実施されている。

このほか、「政策方針」では、「事業の時間的効率性を向上させるために、時間管理概念を導入する」との提言を行ったところであり、その意義や手法について検討が開始されているが、今後、更に具体的かつ幅広い検討を進め、事業の遅延がもたらす時間的損失の算出、その公表を通じた情報の共有化、行政機関同士や関係者との調整を図るための制度整備を促進していく必要がある。

2) また、より価値の高い公共サービスを提供するため、PFIを積極的に推進する必要がある。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」が施行（平成11年9月）され、また、同法に基づき、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」が策定（平成12年3月）されたことに伴い、我が国においても、本格的にPFIによる公共サービスの提供が行われるための制度が整備された。今後は、基本方針にのっとり、国・地方公共団体等の公共施設等の管理者等においてPFI事業が実施され、低廉かつ良質な公共サービスが提供されることが期待される。

(2)生産性向上のための組織編成、人事管理

行政の複雑・高度化が進む中で、部内育成では得られない専門性や多様な経験を有する民間の人材を公務部門で活用する必要性が高まっており、外部からの中途採用の拡大に資する仕組みの整備に努めるとともに、人事交流を促進する等国家公務員制度の改革を進めることが重要である。

人事交流に関しては、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月中央省庁等改革推進本部決定）を踏まえ、国家公務員制度改革を積極的に推進する観点から、平成11年12月には「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」が成立し、国と民間企業との間の双方向の人事交流制度の整備が図られている。

また、民間の人材を公務に円滑に誘致する観点から、平成 10 年 3 月、「公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例」に関する人事院規則が整備された。さらに、人事院において、民間人材の採用を一層円滑化するため、任期付採用を含む民間人材採用の円滑化システムの法制化について意見の申出に向けた検討が進められている。

(3) 財政の健全性確保・財政再建方策

- 1) 我が国景気の現状は、緩やかな改善が続いているものの自律的回復には至っておらず、平成 12 年度予算においては、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せるため経済運営に万全を期すとの観点から、公共事業、金融システム安定化・預金者保護に万全の対応を行うとともに、ミレニアム・プロジェクトをはじめとして、科学技術、環境等 21 世紀に向け我が国経済を新生させるための施策に対し、重点的・効率的な配分が行われている。
- 2) 中長期的に財政の健全性を確保していくためには、公共部門全体につき思い切った見直しを行うことが必要である。

行政の減量化を進め、事務事業の効率的実施を図るため、2001 年 4 月以降の 89 事務事業の独立行政法人化に向け、独立行政法人の設立に必要な事項等を定めた独立行政法人個別法、「独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律」が制定（平成 11 年 12 月）されたほか、アルコール専売事業等 5 事務事業の廃止・民営化等により、事務事業の減量化が推進されることとなっている。

また、政府税制調査会において、個人所得課税、法人課税をはじめ、消費課税や資産課税の分野も含めた税制全般のあり方について総合的な検討が進められているところであり、今後とも、行政サービスを賄うために必要な税制のあり方について、経済・財政状況等にも配慮しつつ検討を進めていく必要がある。

国有財産については、国が使用中の国有地は集約・立体化等の効率的な利用が図られ、公用、公共用の利用が見込まれない未利用国有地については積極的な売却が推進されるとともに、国有地の効率的な使用を徹底し処分を促進するため、行政財産等の使用状況実態調査及び未利用国有地の総点検が実施されている。また、政府保有の NTT 株式の売却が進められている。

- 3) 我が国財政は、平成 12 年度末の国と地方の長期債務残高が約 645 兆円にも達する見込みであるなど極めて厳しい状況にあり、財政構造改革は今後避けて通ることのできない重い課題となっている。この課題については、「政策方針」で示した、「日本経済が回復軌道に到達した後、財政再建の具体的プログラムを策定する」との考え方に沿って、我が国経済を民需中心の本格的な回復軌道に乗せた上で、我が国経済社会の姿と財政・税制上の諸課題に関する総合的な検討を踏まえて、速やかに抜本的な措置を講じることが求められる。

(4) 行政の透明性確保

行政の透明性及び信頼性の確保、国民に対する説明責任の徹底を図るため、行政活動に対する外部からの監視機能がより働きやすいものとするのが重要である。そのための方策として、国民からの意見を政策決定に反映するための取組が採られており、特に、規制の設定又は改廃に当たっては、広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が実施されている。また、公共事業等の分野において政策評価が試みられている。今後、各省庁において、幅広い行政分野にこうした手続が導入されていくことが必要である。

また、政府会計について、企業活動に比較的近い活動を行っている特別会計については、その性格にかんがみ従来より発生主義的な会計処理に基づく貸借対照表等が作成されている。また、国の財政事情をできるだけ国民にわかりやすく開示するとの観点から、これまで個別に開示されていた一般会計及び特別会計に係るストック情報を企業会計的要素も導入しつつ貸借対照表の形式で連結し、一覧性のある形で示すことについて検討が行われている。

2. 地方の自立

(1) 地方分権の推進と地方の自己決定能力の向上

1) 地方の自立を促すためには、国から地方公共団体への権限委譲を進め、地方分権を推進するとともに、地方の税財源の在り方について、地方の自己決定能力と自己責任を強化していくという観点に立った施策を推進していくことが重要である。

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年 7 月公布、以下「地方分権一括法」という）により、国・地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止及びそれに伴う事務区分の再構成、国の関与等の見直し、権限委譲の推進、必置規制の見直し、地方公共団体の行政体制の整備確立等に係る関係法律 475 本の整備が一括して行われた。また、引き続き地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権推進委員会による監視等を規定している「地方分権推進法」の改正（平成 12 年 5 月施行）により、その有効期間が、平成 13 年 7 月まで、1 年間延長された。地方税財源については、地方分権一括法の附則において、「国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との規定が盛り込まれた。

また、地方分権一括法に基づく地方税法の改正（平成 12 年 4 月施行）により、法定外目的税を創設するとともに、法定外税についての許可制を廃止し国の同意を要する事前協議制に移行する他、税源の所在及び財政需要の有無については協議事項から除外し協議事項の範囲を縮減するなど、地方公共団体の課税自主権の拡大が図られた。国庫補助負担金については、廃止、一般財源化、補助対象の重点化等の整理・合理化が積極的に進められるとともに、国が箇所付けしないことを基本として、具体の事業

箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができることを基本的な仕組みとする統合補助金や、一定の政策目的を実現するために複数の事業を一体的にかつ主体的に実施することができるような類型の統合補助金が創設された。

地方交付税については、地方分権一括法に基づく地方交付税法の改正（平成 12 年 4 月施行）により、交付税の額の算定方法に関する地方団体の意見提出制度が創設されるとともに、地方分権推進計画に沿って、地方交付税の算定方法の簡明化が行われた。

地方債については、地方分権一括法に基づく地方財政法の改正（平成 12 年 4 月施行）により、平成 18 年度より許可制度から協議制度に移行することとされた。

- 2) 今後の地方の税財源のあり方については、住民の受益と負担との関係の明確化を図り、地方の自己決定能力と自己責任を強化することが必要であり、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、地方税の充実確保を図ることが必要である。また、地方分権の進展に伴い、国と地方の役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討する必要がある。

今後、国庫補助負担金や地方交付税など他の財源のあり方と関連させながら、地方分権を支える自主財源としての地方税の充実確保の方途について検討していくことが適当である。

(2) 行政の広域化の推進

市町村の広域化については、地方分権一括法に基づく市町村の合併の特例に関する法律の改正（原則として平成 11 年 7 月施行）により、住民発議制度の拡充、地方交付税の合併算定替の期間の延長、合併特例債の創設等、合併に向けた支援措置が拡充されるとともに、自治事務次官から、都道府県知事に対して、市町村合併のパターン等を内容とする「市町村の合併の推進についての要綱」の作成が要請された。介護保険に関する事務等を中心に広域連合の設立も相次いでおり、地方分権の進展とも相まって、今後、市町村の機能がより強化されることが見込まれる。

中長期には、このような市町村の機能強化や地方分権の進展状況を踏まえて、都道府県の広域化について、幅広く検討することが必要である。都道府県合併や道州制導入については、地方自治制度の基本的構造に関わる極めて重要な問題であり、かつ、国家全般の政治行政上に重大な影響を及ぼす問題であることから、その効果や課題に関する基礎的・実証的検討とこれに基づいた国民的議論を深めていくことが必要である。

(3) 住民参加の拡充

街づくりへの住民参加を拡充する観点から、都市計画法及び建築基準法の改正により、地区計画等に対する住民参加手続の充実、都市計画の案の縦覧の際の理由書添付等、都市計画決定手続の合理化が図られたほか、住民等の街づくり活動に対するソフト面での支援策が講じられている。

また、「第 26 次地方制度調査会」において、住民参加のあり方、住民投票制度の検討、地方議会制度のあり方等について幅広く審議されている。

今後、地域づくりへの住民やNPO等の積極的参加を推進していくとともに、近年の地域住民の価値観の多様化に伴い、合意形成に至るまでの住民間の利害調整が一層難しくなっていることから、専門家による調停等も含め、調整の手法について幅広く検討を行うことが求められる。

1. 魅力あるコンテンツの創出

世界を魅了し、人材や情報を牽引できるコンテンツを創出するためには、その源泉に関して、

大学等における魅力的な研究開発環境の創出
知恵を生かした独創的なビジネスの積極的展開
日本に固有の伝統文化や現代文化の積極的活用

が重要である。この際、戦略的な取組として、

国際競争力のあるコンテンツを生み出し得る分野への重点化
が不可欠である。さらに、知恵を創造する担い手を確保するため、
創造性を有する人的資源の育成
が必要である。

(1) 大学等における魅力的な研究開発環境の創出

大学・研究機関等の研究開発において普遍的な人類共通の知的資産や新たなビジネスの源泉となる技術シーズ等世界水準の知恵を創造するためには、主体的な組織運営を確保するとともに、評価、競争、研究資金、産学官連携等の面で魅力的な研究開発環境を創出し、内外の優秀な才能を大切にすることが重要である。

このため、

- 1) 学会ジャーナルへの論文掲載を通じたピア・レビュー（当該専門分野の研究者による評価）や大学評価・学位授与機構による大学の研究活動に対する客観性の高い評価等知恵の創造に対する評価の充実
 - 2) 次代を担うポストドクター層の充実と公開性の高い公募制や任期制の導入促進等による競争的環境の整備
 - 3) 研究予算の重点化と奨学寄附金、受託研究費等の様々な外部資金の積極的導入
 - 4) 規制緩和等による産学官人材交流の強化
 - 5) インセンティブ措置等による研究成果の特許化の促進
- 等の施策を推進する。

(2) 知恵を生かした独創的なビジネスの積極的展開

知恵を企業戦略の柱とする独創的なビジネスの積極的展開を通じて、消費財としての国際競争力だけでなく、製品・サービスに感じられる日本のアイデンティティやビジネスの仕組みのオリジナリティによって、新たな付加価値の源泉となる人材や情報を世界から牽引できる魅力的なコンテンツを創出していくことが重要である。

多様な主体が積極的に展開できるような環境整備として、

- 1) 新規参入や異業種連携を容易にする規制緩和
 - 2) ベンチャー企業向け資金供給システムの拡充
 - 3) 研究成果の事業化を促進する産学の連携強化
 - 4) 電子商取引の本格的普及
- 等の施策を推進するほか、

5) ベンチャーのスタートアップに必要な資金や人材等を提供するインキュベーター事業を促進するため、これを担う人材を育成する。

(3)固有の文化の積極的活用

世界を魅了し、世界と共有できるコンテンツとして、日本に固有の伝統文化や、外国文化を吸収しながら日本的なものを生み出していく現代文化を積極的に活用することが重要である。

このためには、伝統文化や現代文化の体系的なデジタルアーカイブ化や博物館等による日本の全体像が理解されるような展示（例えば「ジャパン・ミュージアム」）等により、日本という国の多様な姿をわかりやすい形で体系的に世界に伝え得る「日本経済文化系統樹」ともいべきコンテンツを創出することが重要である。

(4)国際競争力のあるコンテンツを生み出し得る分野への重点化

世界を魅了するコンテンツを創出する戦略として、環境問題等世界共通の課題、モバイル・コンピューティング等我が国が世界の最先端の一躍を担っている技術開発、我が国固有の文化等世界に競争力を持って発信できるコンテンツを生み出し得ると期待される分野を対象として、産学官、地域やNPOが一体となって重点的に取り組むことが不可欠である。

(5)創造性を有する人的資源の育成

知恵の創造の担い手として、独創性、起業家精神や豊かな感性を有する人的資源を育成することが必要である。

このため、自己の関心に応じて知識を多面的に学習でき、かつ主体的に個々の知識の新たな関係性を発見できる教材の開発等初等教育段階からの教育の充実と、学校外社会人の積極的活用や学外における学修・活動の促進等を通じて、独創性を重視する教育環境や起業家精神を涵養する教育環境を整備する。

2. 世界への情報発信

知恵の創造による魅力あるコンテンツを、それぞれの創造主体が世界に向けて積極的に情報発信していくためには、コミュニケーション、言語（英語）及びツール（インターネット）に関して国際的情報発信能力を強化する戦略的取組が必要である。併せて、発信の方法を工夫することによって、世界からのアクセスを促進することが重要である。

言語については、一方で、衛星放送による日本語での情報発信や外国人に対する日本語教育等を通じて日本語の国際社会への普及を促進することも重要である。また、伝統文化等の日本固有の概念については、あえて英語に訳さず、日本語のままで世界に発信することが必要であるが、同時に、その意味を英語で表現するための様々な取組も不可欠である。

(1)コミュニケーション能力の強化と異文化との共存

初等教育段階からの教育の充実等により、国際性を養うとともに、自分の考えを論理的に説明し、議論を通じて相手に理解させる、コミュニケーション能力、プレゼンテーショ

ン能力、ネゴシエーション能力を強化する。

また、国際的なコミュニケーションを円滑に行うため、異文化との共存を目指して、留学生との交流、ホームステイの受入れ等を通じて相手国の文化的、社会的背景への理解を深める。

(2) 英語力の強化

より効率的な教育方法の確立、外国青年の積極的活用、初等中等教育における英語教育の充実、大学における英語による授業の実施割合の増加等により、国際共通語としての英語を使いこなせる国民の割合を飛躍的に増加させる。

また、大学院における英語による授業の実施等を積極的に進めることにより、専門分野における英語での発信能力を高める。

(3) インターネット利用環境の整備

世界への情報発信の重要なツールとなっているインターネットを、時間や場所の制約を受けずに誰もが自由自在に使いこなせるよう、情報基盤の高度化、リテラシーの向上、インターネット通信料金の低廉化・定額化、安全性・信頼性の向上等のための施策を推進する。

(4) 世界からのアクセスを促進するコンテンツの編集

コンテンツをインターネット上で発信するに際しては、発信の方法を日本独自に工夫することによって、その魅力を一層高め、世界からのアクセスをさらに促進することが重要である。

このためには、多種多様なコンテンツをあるカテゴリーでまとめたアグリゲータに対する多様な評価を通じてコンテンツの補充や再構築が自律的に行われるようにしたり、個々のコンテンツを編集して物語性や関係性を有するインテリジェンスとして集積することが重要である。

3. 知的交流の促進

個人、大学等、企業やNPOの多様な知恵が交流し、刺激し合うことにより新たな知恵が生まれる。世界水準の知の交流を促進するためには、魅力的なコンテンツを世界に発信し、世界からのアクセスを確保することが最重要であるが、研究者等の国際的な交流を一層促進するための環境整備が必要である。

また、個々人の対面による交流のほか、知の交流の手段・場としてインターネットが不可欠なものとなっていることから、インターネット上の知の交流を促進するための環境整備も必要である。

この際、自由で創造的なコラボレーションにより、既存の分野にとらわれずに様々な分野の知の統合・再構築（自然科学と人文・社会科学、物質と精神など）を進めることが求められる。

(1) 世界規模の多様な知の交流

研究の質の向上はもとより、国際的な水準の処遇や研究者の雇用条件に関する国立大学等の自主的で臨機応変な交渉の確保、外国人が生活しやすい生活環境の整備、永住者の在留資格の運用の検討等を通じて、大学等において、将来有望な若い人材も含む優れた外国人研究者の受入れや定着を促進・支援し、国際レベルでも高い研究水準を確保する。日本での研究活動が世界水準の研究者のステータスあるいは若手研究者にとっての世界水準へのステップとして確立することを目指すべきである。

留学生についても、教育の質の向上はもとより、一層の経済的支援、卒業後の就職支援等を通じて、その受入れを促進する。

さらに、国際共同研究、研究成果の海外への発表や若手研究者の海外派遣を積極的に推進するとともに、世界的な著名人・知識人による国際的な知的交流がなされる会議や学習・議論の場を提供し、世界水準の知の構築や世界への情報発信に貢献する。

また、地理的に近接しており、緊密な経済的・文化的関係を有するアジア地域で日本が積極的役割を果たす観点から、アジア各国とも連携し、国内各地で機能を分担しながら、日本に行けばアジアの全体像が分かるようなアジア研究の拠点化を目指すべきである。

(2) インターネット上の知の交流

インターネット上で知の交流がなされるコミュニティは人々の主体的な参加によって成り立つ「参加型社会」であり、これからの知の創造・発信の新たな担い手として、このような社会に形成される流動的かつ俊敏な行動が可能なボランティア組織が大きな役割を果たすことが期待される。

このため、より多くの人々がインターネット上の価値生産に参加できるよう、インターネット利用環境の整備を推進するとともに、知恵の創造を誘発するような「ネットワークの中のネットワーク」を築くための「出会い」を促すマッチング技術の向上を図る。